

平成 29 年度

包括外部監査結果報告書

文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等について

広島市包括外部監査人

弁護士 福田 浩

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査対象期間	1
5	監査の実施期間	1
6	監査対象部署及び団体	2
7	監査従事者	2
8	利害関係	2
9	監査の結果及び意見	2
10	その他	3
第2	監査の総括	4
1	監査対象事業の選定	4
2	監査の視点及び監査手続	6
3	監査の結果及び意見の一覧	6
第3	監査の実施	11
1	要旨	11
2	広島市中央公民館の管理運営等及び広島市中央老人福祉センターの管理運営等について	
(1)	監査対象事業の概要	13
(2)	監査の結果及び意見	24
3	広島市福田公民館の管理運営等について	
(1)	監査対象事業の概要	34
(2)	監査の結果及び意見	36
4	広島市馬木公民館の管理運営等について	
(1)	監査対象事業の概要	40
(2)	監査の結果及び意見	42
5	広島市温品公民館の管理運営等及び広島市温品福祉センターの管理運営等について	
(1)	監査対象事業の概要	45
(2)	監査の結果及び意見	51

6 広島市戸坂公民館の管理運営等及び広島市戸坂福祉センターの管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	65
(2) 監査の結果及び意見	69
7 広島市大河公民館の管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	80
(2) 監査の結果及び意見	82
8 広島市佐東公民館の管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	85
(2) 監査の結果及び意見	87
9 広島市古市公民館の管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	88
(2) 監査の結果及び意見	90
10 広島市祇園公民館の管理運営等及び広島市祇園福祉センターの管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	92
(2) 監査の結果及び意見	96
11 広島市高陽公民館の管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	102
(2) 監査の結果及び意見	104
12 広島市安佐公民館の管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	107
(2) 監査の結果及び意見	109
13 広島市中野公民館の管理運営等及び広島市畠賀福祉センターの管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	111
(2) 監査の結果及び意見	116
14 広島市八幡公民館の管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	124
(2) 監査の結果及び意見	126
15 広島市坪井公民館の管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	130
(2) 監査の結果及び意見	132

16 広島市五日市公民館の管理運営等及び広島市佐伯勤労青少年ホームの管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	134
(2) 監査の結果及び意見	140
17 広島市楽々園公民館の管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	144
(2) 監査の結果及び意見	146
18 広島市中区民文化センターの管理運営等、広島市文化創造センターの管理運営等及び広島市青少年センターの管理運営等について	
(1) 監査対象事業の概要	148
(2) 監査の結果及び意見	160

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等について

3 事件を選定した理由

文化活動及び生涯学習は、幅広い市民の日常生活やライフスタイルとも密接に関わるものであり、市民のニーズが高い。

広島市基本構想を達成するために策定された第5次広島市基本計画では、生涯学習の推進の基本方針として、「生涯学習の機会や場の提供とその成果の活用促進」及び「生涯学習関連施設の機能の充実」が、都市文化の形成と豊かな文化環境の創造の基本方針として、「個性と魅力ある都市文化の形成」及び「豊かな文化環境の創造」がそれぞれ掲げられ、現在、広島市においては、これらに取り組んでいる。

とりわけ、そのための実施額は、平成28年度主要な施策の成果によると、生涯学習の推進に係るものについては約37億円であり、コミュニティの振興に係るものについては約8億円であって、規模が大きい。また、今般、広島市公共施設等総合管理計画が策定され、将来に向けての財政負担について注目が集まっている。

については、今後、財源が限られていく中、現在の施設の管理運営が適正かつ効率的に行われているかの観点から、例えば、施設の維持保全に当たっては、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全が確保されているか、施設の維持保全費用の抑制に努められているかなど、施設の有効活用に当たっては、幅広い市民により多数利用されているか、市民を取り巻く環境の変化を踏まえ、機能・サービスの見直しがなされているかなど、施設の管理運営等に關し監査するため、平成29年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

4 監査対象期間

原則として平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

ただし、必要に応じて平成27年度以前及び平成29年度の執行分を含む。

5 監査の実施期間

平成29年5月25日から平成30年1月12日まで

6 監査対象部署及び団体

市民局生涯学習課、市民局文化スポーツ部文化振興課、健康福祉局地域福祉課、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、経済観光局雇用推進課、教育委員会青少年育成部育成課、東区役所厚生部生活課、安佐南区役所厚生部生活課、安芸区役所厚生部生活課、公益財団法人広島市文化財団、社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会、三栄パブリックサービス株式会社、特定非営利活動法人ワーカーズコープ

7 監査従事者

包括外部監査人	弁護士	福田 浩
補助者	弁護士	今田 健太郎
補助者	弁護士	上畠 裕章
補助者	弁護士	河合 直人
補助者	弁護士	尾山 慎太郎
補助者	弁護士	中岡 正薰
補助者	弁護士	奥田 亜利沙
補助者	公認会計士	近藤 敏博
補助者	税理士	三浦 真一
補助者	税理士	木原 隆道

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果及び意見

本報告書において記載した「監査の結果（指摘事項）」及び「監査の意見」については、以下のように定義した。

(1) 監査の結果（指摘事項）

財務に関する事務の執行又は経営に係る事業の管理について、① 合規性違反（法令、条例、規則、要綱、要領、基準、マニュアル、手引き、契約条項等の規範等に抵触する場合）があり、違法性の程度が大きいと認められる場合、若しくは、② 不当な場合（違法ではないとしても、そのような運用をすべきではないという場合）

(2) 監査の意見

「監査の結果（指摘事項）」に該当しないが、経済性、効率性、有効性の視点から

のものも含め、問題点等がある場合

10 その他

本報告書中の数値はすべて単位未満を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合又は計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。%（パーセント）の数値は、本報告書記載の数値を計算の基としているため、切捨てを行わない数値を基として計算した場合との間に差異が生ずることがある。また、該当数値がないものは、「/」で示している。

引用文、表及びグラフの下には、出所を記載している。

施設の所在地は、その設置の時期にかかわらず、現行条例による。

第2 監査の総括

1 監査対象事業の選定

(1) 施設の老朽化が進んだ公民館の管理運営等

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、広島市は、おおむね各中学校区に1施設の基準のもと、合計71施設の公民館を設置している。

平成28年度主要な施策の成果によると、生涯学習の推進に係る実施額は約37億円であるところ、公民館管理運営に係る実施額は約22億円であり、公民館整備に係る実施額は約1億円であって、公民館の管理運営等に係るこれらの実施額の合計は、生涯学習の推進に係る実施額の約6.2パーセントを占めている。

以上のとおり、施設が広島市全域にわたり多く設置されており、市民にとっても身近な存在であること、公民館の管理運営等に係る実施額は生涯学習の推進に係る実施額の約6.2パーセントを占めていることからすると、公民館の管理運営等は、生涯学習の推進において核となる事業である。

ところで、広島市公共施設等総合管理計画では、ハコモノ資産（公共施設のうち、インフラ資産以外の施設で、文化施設、スポーツ施設、福祉施設など、行政サービスを提供するための機能が付与されたもの）の施設の機能維持・安全確保の面から見た課題につき、「本市のハコモノ資産は、その65.3パーセント（延床面積ベース）が建築後30年を経過しており、一部には、外壁の落下などの施設破損や、主要設備機器の故障などの老朽化による不具合も発生しています。こうした状況にもかかわらず、本市の維持保全は、建物の部位や設備の劣化により不具合が生じた後に修繕や改修を行うといった、事後的な対応がもっぱらとなっています。そのため、突然の施設破損等により、施設利用者への人的被害の発生や施設運営に重大な支障を来たすことがあります。こうしたことを防ぐため、適切な点検の実施により劣化を見越した上で、予防的に修繕や改修を行っていく必要があります」と述べられている。施設の維持保全に当たっては、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修を行う必要がある一方、財政面では厳しい財政状況が続いているため、これらが適切に行われているだろうか、予防的に修繕や改修を行うことにより、施設の維持保全費用の抑制につなげているだろうかとの問題意識が生じ得る。

また、行政サービスを市民に提供する上では、少子高齢化、市民ニーズの多様化などを始めとした市民を取り巻く環境の変化を踏まえ、市民のニーズに応えられる

よう、機能・サービスを見直すことが必要であるところ、建物のライフサイクルが半世紀以上にもわたる施設の管理運営において、現在も幅広い市民により多数利用されているだろうか、市民のニーズに応えられるよう、施設としての機能は見直されているだろうかとの問題意識も生じ得る。

公民館の管理運営等は生涯学習の推進において核となる事業であるが、以上の問題意識をもって監査を実施するに当たっては、広島市公民館 7 1 施設のうち、監査資源の有限性、広島市 8 区の間のバランス、事前ヒアリングの結果等を考慮しつつ、建築後経過年数が長く、施設の老朽化が進んでいる公民館の管理運営等を、監査対象事業として選定するのが相当であることから、広島市中央公民館、広島市福田公民館、広島市馬木公民館、広島市温品公民館、広島市戸坂公民館、広島市大河公民館、広島市佐東公民館、広島市古市公民館、広島市祇園公民館、広島市高陽公民館、広島市安佐公民館、広島市中野公民館、広島市八幡公民館、広島市坪井公民館、広島市五日市公民館、広島市楽々園公民館の 1 6 施設の管理運営等を監査対象事業として選定した。

(2) 設置目的は異なるものの同種の諸室を持つ施設の管理運営等

広島市公共施設等総合管理計画では、サービス提供の面から見た課題につき、「本市のハコモノ資産には、設置目的は異なるものの提供するサービスが類似する施設や同種の諸室を持つ施設が多数存在するほか、民間事業者や他の公共団体により、同様のサービスが重複して提供されているといった状況も見受けられ、ハコモノ資産全体の最適化が図られていません」と述べられている。市民は、ニーズを充足するサービスが施設から提供されているから、その施設を利用するのであり、施設の設置目的の如何にかかわらず、提供するサービスが類似する複数の施設や同種の諸室を持つ複数の施設が近接して設置されている場合、施設利用者を取り合っているのではないか、広島市全体としてのサービスの提供方法が効率的ではないのではないかとの問題意識が生じ得る。

このような問題意識から、施設の老朽化が進んだ公民館として選定した公民館と合築して又は近接して設置されており、同種の諸室を持つ広島市中央老人福祉センター、広島市温品福祉センター、広島市戸坂福祉センター、広島市祇園福祉センター、広島市畠賀福祉センター及び広島市佐伯勤労青少年ホームの 6 施設の管理運営等を監査対象事業として選定した。また、同様の問題意識から、一般市民が利用する大規模施設であるが、合築して又は近接して設置されており、同種の諸室を持つ広島市中区民文化センター、広島市文化創造センター及び広島市青少年センターの 3 施設の管理運営等をも監査対象事業として選定した。

2 監査の視点及び監査手続

(1) 監査の視点（具体的な着眼点）

- ア 公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているか（合規性）
- イ 使用料の徴収やその減免の手続、行政財産の目的外使用許可の手続は、規範等に従って執行されているか（合規性）
- ウ 施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているか（合規性、経済性）
- エ 施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているか（効率性、有効性）
- オ 提供するサービスが類似する複数の施設や同種の諸室を持つ複数の施設が近接して設置されている場合であっても、広島市全体としてのサービスの提供方法が効率的に行われているか（経済性、効率性）

(2) 監査手続

各監査対象施設に係る基礎資料の提出を求めた上で、同施設に往査し、施設の内外を実査し、その結果を踏まえ、また一件記録を閲覧しながら、質問を行った。また、必要に応じて、追加の往査、施設の実査、質問を行った。

3 監査の結果及び意見の一覧

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		ページ
		結果	意見	
広島市中央公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市中央老人福祉センターの管理運営等（健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課）	(広島市中央公民館及び広島市中央老人福祉センター) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について		○	24
	(広島市中央公民館) 備品について		○	27
	(広島市中央老人福祉センター) 地下共同作業場について		○	29
	(広島市中央老人福祉センター) 備品について		○	31
	(広島市中央老人福祉センター) 私物を預かる行為について		○	32

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		ページ
		結果	意見	
広島市福田公民館の管理運営等 (市民局生涯学習課)	(広島市福田公民館) 屋上面の劣化及び損傷の状況について		○	3 6
	(広島市福田公民館) 便所について		○	3 8
広島市馬木公民館の管理運営等 (市民局生涯学習課)	(広島市馬木公民館) 外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について		○	4 2
	(広島市馬木公民館) 私物を預かる行為について		○	4 4
広島市温品公民館の管理運営等 (市民局生涯学習課) 及び広島市温品福祉センターの管理運営等 (健康福祉局地域福祉課)	(広島市温品公民館) 公金の管理について	○		5 1
	(広島市温品公民館) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について		○	5 4
	(広島市温品公民館) 実習室について		○	5 5
	(広島市温品公民館) 私物を預かる行為について		○	5 7
	(広島市温品福祉センター) 浴室について		○	5 8
	(広島市温品福祉センター) 茶室について		○	6 1
	(広島市温品福祉センター) 調理室について		○	6 2
	(広島市温品福祉センター) 備品について		○	6 3
	(広島市温品福祉センター) 私物を預かる行為について		○	6 4

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		ページ
		結果	意見	
広島市戸坂公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市戸坂福祉センターの管理運営等（健康福祉局地域福祉課）	(広島市戸坂福祉センター) 目的外使用について	○		69
	(広島市戸坂福祉センター) 私物を保管させている行為について	○		72
	(広島市戸坂公民館) 実習室について		○	74
	(広島市戸坂公民館) 私物を預かる行為について		○	76
	(広島市戸坂福祉センター) 備品について		○	78
	(広島市戸坂福祉センター) 私物を預かる行為について		○	79
広島市大河公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	(広島市大河公民館) 外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について		○	82
	(広島市大河公民館) 私物を預かる行為について		○	84
広島市古市公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	(広島市古市公民館) 給水タンク等の設置の状況等について		○	90
広島市祇園公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市祇園福祉センターの管理運営等（健康福祉局地域福祉課）	(広島市祇園公民館) 防火扉の開放方向について		○	96
	(広島市祇園公民館) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について		○	97
	(広島市祇園公民館) 外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について		○	98
	(広島市祇園福祉センター) 外壁躯体等の劣化及び損傷の状況等について		○	100

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		ページ
		結果	意見	
広島市高陽公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	(広島市高陽公民館) 外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について		○	104
広島市安佐公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	(広島市安佐公民館) 実習室について		○	109
広島市中野公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市畠賀福祉センターの管理運営等（健康福祉局地域福祉課）	(広島市中野公民館) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について		○	116
	(広島市中野公民館) 実習室について		○	118
	(広島市中野公民館) 私物を預かる行為について		○	120
	(広島市畠賀福祉センター) 浴室について		○	121
広島市八幡公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	(広島市八幡公民館) 実習室について		○	126
	(広島市八幡公民館) 和室2について		○	128
広島市坪井公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	(広島市坪井公民館) 屋上面の劣化及び損傷の状況について		○	132
広島市五日市公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市佐伯勤労青少年ホームの管理運営等（経済観光局雇用推進課）	(広島市五日市公民館) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について		○	140
	(広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホーム) 合築施設における管理運営等について		○	142
広島市楽々園公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	(広島市楽々園公民館) 和室2について		○	146

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		ページ
		結果	意見	
広島市中区民文化センターの管理運営等、広島市文化創造センターの管理運営等（市民局文化スポーツ部文化振興課）及び広島市青少年センターの管理運営等（教育委員会青少年育成部育成課）	(広島市青少年センター) 陶芸実習室について	○		160
	(広島市文化創造センター) 録音編集室について		○	162
	(広島市青少年センター) ホールについて		○	163

第3 監査の実施

1 要旨

監査対象事業の概要及び監査の結果及び意見については、施設ごとに詳述するが、理解の便宜のため、施設によってその態様は異なるものの、複数の施設において類型的に見受けられた事案について、以下に述べる。

(1) 公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から監査した結果、施設によってその態様は異なるものの、複数の施設において類型的に見受けられた事案

ア ルールを定めないまま、施設の管理運営上の支障が生じ得る態様で、施設利用者の私物を預かっている等の事案が、広島市中央老人福祉センター（「私物を預かる行為について」）、広島市馬木公民館（同）、広島市温品公民館（同）、広島市温品福祉センター（同）、広島市戸坂福祉センター（「私物を保管させている行為について」及び「私物を預かる行為について」）、広島市戸坂公民館（「私物を預かる行為について」）、広島市大河公民館（同）及び広島市中野公民館（同）において見受けられたことから、監査の結果（指摘事項）として1項目を、監査の意見として8項目をそれぞれ述べた。

イ 広島市の備品を含む動産類の管理が適切に行われていない事案が、広島市中央公民館（「備品について」）、広島市中央老人福祉センター（同）、広島市温品福祉センター（同）及び広島市戸坂福祉センター（同）において見受けられたことから、監査の意見として4項目を述べた。

(2) 施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から監査した結果、施設によってその態様は異なるが、複数の施設において類型的に見受けられた事案

ア 施設の建築物又は建築設備を対象とした定期点検結果報告書において要是正と指摘された項目が改善されていない事案が、広島市福田公民館（「屋上面の劣化及び損傷の状況について」）、広島市馬木公民館（「外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について」）、広島市大河公民館（「外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について」）、広島市古市公民館（「給水タンク等の設置の状況等について」）、広島市祇園公民館（「外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について」）、広島市祇園福祉センター（「外壁躯体等の劣化及び損傷の状況等について」）、広島市高陽公民館（「外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について」）及び広島市坪井公民館（「屋

上面の劣化及び損傷の状況について」において見受けられたことから、監査の意見として 8 項目を述べた。

イ 施設利用者の安全を確保するための改善に向けた検討が行われていない事案が、広島市中央公民館及び広島市中央老人福祉センター（「防火シャッターの危害防止機構等の装着について」）、広島市温品公民館（同）、広島市祇園公民館（「防火扉の開放方向について」及び「防火シャッターの危害防止機構等の装着について」）、広島市中野公民館（「防火シャッターの危害防止機構等の装着について」）並びに広島市五日市公民館（同）において見受けられたことから、監査の意見として 6 項目を述べた。

(3) 施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から監査を実施した結果、施設によってその態様は異なるが、複数の施設において類型的に見受けられた事案

ア 施設における特定の諸室の活用が有効になされていない、又は効率的になされていない事案が、広島市中央老人福祉センター（「地下共同作業場について」）、広島市温品公民館（「実習室について」）、広島市温品福祉センター（「浴室について」、「茶室について」及び「調理室について」）、広島市戸坂公民館（「実習室について」）、広島市安佐公民館（同）、広島市中野公民館（同）、広島市畠賀福祉センター（「浴室について」）、広島市八幡公民館（「実習室について」及び「和室 2 について」）、広島市楽々園公民館（「和室 2 について」）及び広島市青少年センター（「陶芸実習室について」）において見受けられたことから、監査の結果（指摘事項）として 1 項目を、監査の意見として 12 項目をそれぞれ述べた。

2 広島市中央公民館の管理運営等及び広島市中央老人福祉センターの管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

(ア) 規範等

公民館の管理運営等は、社会教育法、社会教育法施行令、広島市公民館条例、広島市公民館条例施行規則などの規範等により、概要、以下のように規律されている。

a 目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする（社会教育法第20条）。

b 設置

公民館は、市町村が設置する（社会教育法第21条第1項）。市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない（社会教育法第24条）。

広島市は、広島市公民館条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定め、広島市公民館71施設を設置している（広島市公民館条例第1条及び第2条）。

c 事業

公民館は、社会教育法第20条の目的達成のために、おおむね、以下の事業を行う（社会教育法第22条本文）。

- ① 定期講座を開設すること
- ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること
- ③ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること
- ④ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること
- ⑤ 各種の団体、機関等の連絡を図ること
- ⑥ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

d 使用

公民館を使用しようとするものは、次の事項を具し、教育委員会（ただし、広島市公民館条例第12条第1項の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者とする。）の承認を受けなければならない（広島市公民館条例第4条）。

- ① 使用者の住所氏名
- ② 使用の目的
- ③ 使用の日時
- ④ 会合者の予定人員及び会費、入場料その他これに類する金銭徴収の有無

e 使用料

公民館の使用料は、広島市公民館条例別表第2のとおり徴収する（広島市公民館条例第6条第1項）。

公用又は公益事業のため、公民館を使用するとき、若しくは市長が相当の事由があると認めたときは、これを減免することができる（広島市公民館条例第7条）。

f 指定管理者

公民館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる（広島市公民館条例第12条第1項）。

指定管理者は、公民館の管理を行うに当たっては、広島市公民館条例及び同条例に基づく教育委員会規則の規定に従わなければならない（広島市公民館条例第14条）。

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする（広島市公民館条例第15条）。

- ① 公民館の事業の実施に関すること
- ② 公民館の使用の承認に関すること
- ③ 公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関すること
- ④ その他教育委員会が定める業務

(イ) 指定管理者の業務実施状況

公益財団法人広島市文化財団は、平成25年12月26日、広島市から、広島市公民館71施設について、指定期間を平成26年4月1日から平成30

年3月31日までとし、指定管理料限度額を91億7,080万3千円とする、広島市公民館指定管理者の指定を受け、現在、広島市公民館71施設に係る管理物件を管理している。

平成26年度から平成28年度までの間の実績及び評価は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料（円）	2,087,443,000	2,055,687,000	2,045,658,000
支出（円）	1,992,387,000	2,060,518,000	2,101,015,000
延べ利用者数（人）	4,627,784	4,580,792	4,625,506
評価（5段階評価）	3	3	4
業務の実施状況	B	A	A
施設の利用状況	A	C	B
利用者の満足度	A	A	A

※ 「広島市公民館（71施設）指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

（注）平成26年度の延べ利用者数については、平成26年8月豪雨災害により、安佐南区及び安佐北区の公民館において、公民館への避難所開設や公民館まつりなどの主催事業の中止、災害に関連した施設利用のキャンセルが重なったことから、災害の影響があった8月から11月までの利用者数を前年度実績（平成25年度）に置き換えて補正している。

平成26年度から平成28年度までの間の特記事項は、以下のとおりである。

年度	特記事項
平成26年度	<p>【評価】</p> <p>労働基準法等の遵守状況に関する自己点検の結果、労働者名簿の記載事項に漏れがあることなどが判明したが、速やかに是正が行われ、現在は遵守されている。</p>
平成27年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>指定管理料のみでは支出を賄えなかつたが、これについては前年度繰越金等により対応しており、運営に支障は生じていない。</p>

年度	特記事項
平成 27 年度	<p>【施設の利用状況】（【評価】の記載と同じ。）</p> <p>利用者の視点に立った事業展開やPRの強化等により利用促進に努めたものの、公民館を拠点として活動する学習グループの利用がメンバーの高齢化により減少したことなどにより数値目標を達成できなかった。今後も引き続き、学習グループ活動の体験会や立ち上げ支援などグループ活動の活性化に取り組むとともに、市民ニーズを踏まえた公民館学習会等の事業を展開することで一層の利用促進を図るよう指導した。</p>
平成 28 年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>指定管理料のみでは支出を賄えなかつたが、これについては前年度繰越金等により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>【施設の利用状況】</p> <p>利用者の視点に立った事業展開やPRの強化等により、前年度に比べて利用者数は増加したものの、公民館を拠点として活動する学習グループの利用が減少したことなどにより、数値目標を達成できなかつた。今後も引き続き、学習グループの立ち上げ等につながる取組や新規参加者の掘り起こしを視野に入れた公民館学習会を実施することで一層の利用促進を図るよう指導した。</p>

※ 「広島市公民館（71施設）指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

イ 広島市中央公民館の管理運営等

（7）施設

現在の広島市中央公民館は、昭和53年度、広島市中区西白島町に建築され、昭和53年9月15日、開館した。

広島市中央公民館は、広島市中央老人福祉センター、健康福祉局所管普通財産及び経済観光局所管普通財産との合築であり、鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建の合築建物である。

広島市中央公民館は、2階に、視聴覚室及び実習室を、3階に、大集会室1、大集会室2、大集会室3、研修室1及び工芸室を、4階に、ホール、研修室2及び研修室3をそれぞれ有し、その延床面積は1,945.97平方メートル

であって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市中央公民館は、幟町中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、2万8,172人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	100,188	105,734	104,517

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数(人)			稼働率(パーセント)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	75,137	76,945	71,791	63.9	65.1	61.9
ホール	15,369	14,822	13,710	73.1	68.9	68.2
大集会室1	9,164	8,056	6,959	66.4	60.1	56.2
大集会室2	7,933	6,614	6,126	54.7	53.9	47.3
大集会室3	6,447	9,195	7,772	33.2	44.8	38.4
研修室1	6,612	5,675	5,977	70.2	70.9	71.1
研修室2	5,300	6,353	6,228	70.1	73.8	68.9
研修室3	4,491	5,262	4,639	75.7	77.7	66.7
視聴覚室(研4)	9,815	10,367	9,348	89.7	87.3	88.1
実習室	5,044	5,397	5,886	52.7	53.2	52.9
工芸室(実2)	4,962	5,204	5,146	53.7	60.3	61.3

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

ウ 老人福祉センターの管理運営等

(ア) 規範等

老人福祉センターの管理運営等は、老人福祉法、広島市老人福祉センター条例、広島市老人福祉センター条例施行規則などの規範等により、概要、以下

のように規律されている。

a 目的

老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする（老人福祉法第20条の7）。

老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませるため、広島市に老人福祉センターを設置する（広島市老人福祉センター条例第1条）。

b 設置

広島市は、広島市老人福祉センター条例に基づき、広島市中央老人福祉センター、広島市東雲老人福祉センター及び広島市南観音老人福祉センターの3施設を設置している（広島市老人福祉センター条例第2条）。

c 事業

老人福祉センターは、広島市老人福祉センター条例第1条の目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業（広島市東雲老人福祉センター及び広島市南観音老人福祉センターにあっては、②及び③に掲げる事業を除く。）を行う（広島市老人福祉センター条例第3条）。

- ① 生活相談、健康相談等の各種の相談に応ずること
- ② 生業及び就労の指導を行うこと
- ③ 機能回復訓練を行うこと
- ④ 教養の向上及びレクリエーション等のための事業を行うこと
- ⑤ 老人及び老人団体の自主活動のために必要な場を提供すること

d 使用

老人福祉センターを使用しようとする者は、市長（広島市老人福祉センター条例第14条第1項の規定により老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者とする。）の許可を受けなければならない（広島市老人福祉センター条例第4条第1項、第14条第2項）。

市長（広島市老人福祉センター条例第14条第1項の規定により老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者とする。）は、

広島市老人福祉センター条例第1条の目的以外においても、その用途が適當であると認めるときは、同第4条第1項の規定により、広島市中央老人福祉センターの大集会室、集会室、談話室及び休養娯楽室、広島市東雲老人福祉センターの集会室及び教養娯楽室並びに広島市南觀音老人福祉センターの大集会室、集会室及び教養娯楽室の使用を許可することができる（広島市老人福祉センター条例第4条第2項）。

e 使用料

老人福祉センターの使用料は、無料とする。ただし、広島市老人福祉センター条例第4条第2項の規定により使用する場合は、その使用許可の際、広島市老人福祉センター条例別表に掲げる額の使用料を徴収する（広島市老人福祉センター条例第7条第1項）。

市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる（広島市老人福祉センター条例第7条第2項）。

f 指定管理者

老人福祉センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる（広島市老人福祉センター条例第14条第1項）。

指定管理者は、老人福祉センターの管理を行うに当たっては、広島市老人福祉センター条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない（広島市老人福祉センター条例第16条）。

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする（広島市老人福祉センター条例第17条）。

- ① 老人福祉センターの事業の実施に関すること
- ② 老人福祉センターの使用の許可に関すること
- ③ 老人福祉センターへの入場の制限に関すること
- ④ 老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること
- ⑤ その他市長が定める業務

(イ) 指定管理者の業務実施状況

特定非営利活動法人ワーカーズコープは、広島市中央老人福祉センターについて、社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会は、広島市東雲老人福祉センターについて、三栄パブリックサービス株式会社は、広島市南觀音老人福祉

センターについて、広島市から指定管理者の指定をそれぞれ受け、管理物件を管理している。

エ 広島市中央老人福祉センターの管理運営等

(ア) 施設

広島市中央老人福祉センターは、昭和53年度、広島市中区西白島町に建築され、昭和53年9月15日、開館した。

広島市中央老人福祉センターは、広島市中央公民館、健康福祉局所管普通財産及び市民局所管普通財産との合築であり、鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建の合築建物である。

広島市中央老人福祉センターは、地下1階に、女子浴室、男子浴室、休養娯楽室、地下共同作業場、トレーニング室及び卓球室を、1階に、大集会室、第1集会室（談話室）及び第2集会室を、2階に、第3集会室及び第4集会室をそれぞれ有し、その延床面積は3,035.63平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

特定非営利活動法人ワーカーズコープは、平成25年12月27日、広島市から、指定期間を平成26年4月1日から平成30年3月31日までとし、指定管理料限度額を2億3,066万6千円とする、広島市中央老人福祉センター指定管理者の指定を受け、現在、広島市中央老人福祉センターに係る管理物件を管理している。

平成26年度から平成28年度までの間の実績及び評価は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料（円）	57,006,000	57,006,000	57,006,000
支出（円）	57,006,000	57,006,000	57,006,000
延べ利用者数（人）	95,636	94,713	91,986
市の評価（5段階評価）	3	2	2
業務の実施状況	A	A	A
施設の利用状況	B	C	C
利用者の満足度	B	B	B

※ 「広島市中央老人福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

(注) 平成27年度の延べ利用者数は、浴室のボイラー故障により入浴利用を中止した10月～2月の利用者数について、平成24～26年度における同月利用者数の3か年平均に置き換えて、利用者数実績の数値を補正している。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男子浴室	24,225	15,004	18,543
女子浴室	18,597	10,649	14,555
地下共同作業場	782	1,531	2,495
大集会室	9,448	9,192	8,858
第1集会室（談話室）	3,343	4,617	3,826
第2集会室	3,654	4,406	4,216
第3集会室	4,487	5,848	5,052
第4集会室			127
休養娯楽室	4,663	5,012	5,403
トレーニング室	6,719	4,857	6,546
卓球室	5,260	6,131	8,294

※ 「広島市中央老人福祉センター事業報告書」による。

(注) 第4集会室については、平成29年2月より利用が開始された。

平成 26 年度から平成 28 年度までの間の特記事項は、以下のとおりである。

年度	特記事項
平成 26 年度	<p>【施設の利用状況】</p> <p>左記取組みの外、地域懇談会の開催や一人暮らし高齢者を見守るボランティアの結成、新規サークルの立ち上げ支援等に取り組むことで利用者の増加を図っている。今後も利用促進に努めるよう指導した。</p> <p>【利用者の満足度】</p> <p>満足度について、施設の老朽化に伴う畳の張替えや各種設備の修繕要望が多かったため、計画的に対応するよう指示した。</p> <p>【評価】</p> <p>新規の利用登録者の伸び悩みにより、目標利用者数を下回った。今後も、一人暮らし高齢者を見守るボランティア活動の推進や新規サークルの立ち上げ支援など、新規利用登録者数の増加に力を入れるとともに、自主事業開催などの普及啓発業務やパンフレット配布などによる P R 活動を引き続き着実に実施し、利用者の増加を図るように指導した。</p>
平成 27 年度	<p>【施設の利用状況】</p> <p>利用者数が、継続利用者の高齢化等により前年度実績から減少し、目標を下回った。左記取組みの外、介護予防体操教室、各種大会の主催やサークル支援等に取り組んでいる。今後も利用促進に努めるよう指導した。</p> <p>【利用者の満足度】</p> <p>4ヶ月間浴室利用ができなかったため、浴室利用再開の要望もあった。現在は浴室利用を再開しており、問題なく利用を続けている。</p> <p>【評価】</p> <p>業務は適切に実施されているものの、利用者数は目標、前年度実績をともに下回り、サービス内容等に対する利用者の満足度も高くなかった。今後は、市民、地域団体等に対する広報の強化や、自主事業の増加、充実等により、更なる利用促進を図るとともに、利用者サービスの向上に努めるよう指導した。</p>

年度	特記事項
平成 28 年度	<p>【施設の利用状況】</p> <p>利用者数が、継続利用者の高齢化等により前年度実績から減少し、目標利用者数を下回った。引き続き、施設の P R、自主事業やサークル支援の充実に努め、今後も利用促進に努めるよう指導した。</p> <p>【利用者の満足度】</p> <p>満足度について、清潔度に満足していない人が多かったため、施設管理に十分に配慮し、利用者の満足度を高めるよう指示した。</p> <p>【評価】</p> <p>業務は適切に実施されているものの、利用者数は目標、前年度実績をともに下回り、サービス内容等に対する利用者の満足度も高くなかった。今後は、パンフレット配布などによる広報の強化や、自主事業の増加、充実等により、更なる利用促進を図るとともに、利用者サービスの向上に努めるよう指導した。</p>

※ 「広島市中央老人福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市中央公民館及び広島市中央老人福祉センター）防火シャッターの危害防止機構等の装着について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市中央公民館及び広島市中央老人福祉センターの建物内外を実査したところ、その4階の階段室脇に設置されている防火シャッターについて、広島市中央老人福祉センター等施設の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、「昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況」の調査項目に対し、「防火シャッターに危害防止機構等の装着なし」と指摘され、「既存不適格により適時改修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。広島市に質問したところ、「既存不適格事項については、法改正があった時点で現存する建築物には適用されないため、法的には適法であると言えます。（建築基準法第3条第2項）これまで、将来的に実施する施設の大規模修繕等に合わせて対応を検討する方向で具体的な検討は進めていませんでした。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、緊急性の高いその他の事案と合わせて検討して優先順位を付け、対応してまいりたいと考えています」との回答を受けた。

防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関する経緯は、概要、次のとおりである。

- (ア) 平成10年4月、埼玉県内の小学校において、防火シャッターによる死亡事故が発生した。
- (イ) 同年10月、この事故を受けて、文部省大臣官房文教施設部指導課長と文部省体育局学校健康教育課長との連名で、各都道府県教育委員会施設主管課長等宛に、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について（通知）」（平成10年10月13日付け10施指第49号）が発出されたが、この通知では「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関するガイドライン」のひとつとして、「防火シャッターの危害防止対策として、注意喚起装置の設置や危害防止機構を備えた防火シャッターの据付けも有効であるとされており、学校施設の改築、改修時等において、必要に応じて実施を検討することが望ましい」と述べられている。
- (ウ) 平成16年6月、埼玉県内の小学校において、児童が防火シャッターに挟ま

れる事故が発生した。

- (イ) 同年同月、この事故を受けて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長と文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長との連名で、各都道府県教育委員会施設主管課長等宛に、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」(平成16年6月4日付け事務連絡)が発出された。
- (オ) 平成17年12月、改正建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)等が施行され、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置が義務付けられた(同令第112条第14項)。
- (カ) 平成18年6月、新潟県内の小学校において、児童が防火シャッターに挟まる事故が発生した。
- (キ) 同年同月、この事故を受けて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長と文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長との連名で、各都道府県教育委員会施設主管課長等宛に、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」(平成18年6月8日付け事務連絡)が発出されたが、この事務連絡では「平成17年に改正された建築基準法施行令(平成17年7月21日政令第246号)及び告示(建告第2563号、同第2564号)において、新築、増築又は大規模な改修等を行う場合には、防火シャッターについて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられたことにも留意願います」と述べられている。
- (ク) また、国土交通省住宅局建築指導課長から、都道府県建築行政主務部長宛に、「防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について」(平成18年6月9日付け国住指第806号)が発出されたが、この通知では「昨年12月1日、改正建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)等を施行し、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置を義務付けた(同令第112条第14項)。(中略)建築物の所有者、管理者等に対し、新築や増改築時等における当該基準の遵守を徹底するとともに、既存建築物の所有者、管理者等に対しても、この規定に適合させるよう改修を行うよう、適切に指導されたい」と述べられている。
- (ケ) そして、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長と文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長との連名で、各都道府県教育委員会施設主管課長等宛に、「防火シャッター等の点検時における安全対策の実施について」(平成18年6月13日付け事務連絡)が発出されたが、この事務連絡では「今回の事故を受けて、国土交通省より、平成18年6月9日付けで、各都道府県建築行政主務部長宛てに、防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について、

別添のとおり通知されておりますので、関係部局と連携して適切に対応いただくようお願いします」と述べられている。

以上の経緯を踏まえると、広島市においては、広島市中央老人福祉センター等施設において、危害防止機構等を装着していない防火シャッターの具体的危険性を把握しているものと考えられる。

【監査の意見】

広島市中央老人福祉センター等施設の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同施設に設置されている防火シャッターについて、「防火シャッターに危害防止機構等の装着なし」と指摘され、「既存不適格により適時改修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受け、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同施設を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

イ (広島市中央公民館) 備品について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市中央公民館の建物内外を実査したところ、その2階に設置されている視聴覚準備室に、広島市の備品である、文化、科学、美術等の分野にわたる体系的な事典や全集等の図書（広島市中央公民館備品リスト整理番号3530000421以下）が大部分保管されている事案が見受けられた。これらの図書の外にも相当量の物品が保管されていることから、視聴覚準備室は、実態としては倉庫として利用されているものと見受けられ、少なくとも、同公民館を利用する者が、これらの図書を閲覧していることをうかがわせる状況は見受けられなかった。指定管理者に質問したところ、広島市に、これらの図書の取扱いについて相談したことはあるが、待たれたいとの回答があり、そのままの状態になっているとの回答を受けた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第3号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ることを掲げているところ、広島市中央公民館に本件図書を備えることは、公民館の目的に適うものであるが、公民館を利用する者の閲覧に供されていないことによって、所期の効果をもたらしていないところに問題がある。これは、図書等を備え、その利用を図るという施策が、設計どおりに実施されていないところに原因があるものと考えられる。

なお、市民局生涯学習課からは、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、広島市中央公民館とともに、これらの図書の有用性を精査した上で、同公民館で閲覧に供する、中央図書館に保管転換をする、あるいは廃棄するといった措置を行ったとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市中央公民館において、現に倉庫として利用されている視聴覚準備室に、広島市の備品である、文化、科学、美術等の幅広い分野にわたる体系的な事典や全集等の図書が相当数保管されている事案が見受けられた。

社会教育法第22条第3号は、住民の教養の向上等に寄与することを目的として、公民館は、図書等を備え、その利用を図ると定めているところ、これらの図書の中には住民の教養の向上等に寄与するものが含まれている蓋然性があるに

もかかわらず、精査されないまま放置され、その利用の機会が閉ざされている。

広島市においては、これらの図書の有用性を精査した上で、同公民館の図書室に備える、図書館への保管転換をする、不要なものについては廃棄するなど、備品の利用の方策や処分について検討されたい。

ウ (広島市中央老人福祉センター) 地下共同作業場について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市中央老人福祉センターに設置されている諸室を実査したところ、その地階に設置されている地下共同作業場の延べ利用者数は、平成26年度は782人、平成27年度は1,531人、平成28年度は2,495人であり、年間約1,600人と低迷しており、共同作業場としての利用を通じて、老人に健康で明るい生活を営ませるという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。地下共同作業場は、他の諸室にはない、機能回復訓練やレクリエーション等の一環として、多数による運動などが行えるだけの広さがありながら、入口には「共同作業場」と掲示され、室内の四隅には陶芸の道具や書籍、作品などが相当量置かれており、陶芸関係以外のサークルによる利用が躊躇されるような状況にあった。指定管理者に質問したところ、地下共同作業場を利用する者は、陶芸関係の2サークル、体操関係の2サークル及びその他の1サークルであるとの回答を受けた。

老人福祉センターの設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民ニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。広島市中央老人福祉センターに設置されている地下共同作業場が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない主な原因是、このような住民のニーズの変化を想定していなかったことにあると考えられるが、設置されている以上、さらなる有効活用を図っていく必要がある。

【監査の意見】

広島市中央老人福祉センターに設置されている地下共同作業場の延べ利用者数は年間約1,600人と低迷しており、共同作業場としての利用を通じて老人に健康で明るい生活を営ませるという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

同老人福祉センターの利用者数は、近年、減少の傾向にあり、広島市は、指定管理者に対し、さらなる利用促進を図るよう、指導しているところである。指定管理者においては、陶芸等の共同作業に関する自主事業への取組に、今一度努められたい。また、この地下共同作業場は、約100平方メートルの広さがあること、構造上、多額の費用を投下せずに汎用性のある諸室への改善が困難とは見受けられないことから、利用者数の純増を図るため、陶芸等の共同作業目的での利用のみならず、近年、ニーズが高まっている、ダンス、踊り、健康体操、ヨガなどの運動等、多目的の利用に適する諸室となるよう改善されたい。

エ (広島市中央老人福祉センター) 備品について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市中央老人福祉センターの建物内外を実査したところ、その地階に設置されているトレーニング室には、ランニングマシン1台とサイクルマシン2台が据え付けられているが、ランニングマシンは走行部分の金属が錆びついており、サイクルマシンはペダル部分の足を固定するためのベルトが切れており、いずれも利用ができず、老人に健康で明るい生活を営ませるという所期の効果をもたらしていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、これらの器具は、広島市の備品ではなく、指定管理を始めるときにはすでに据え付けられていたものであるが、施設利用者から修繕されたいなどの要望もないことから、修繕しないまま放置しているとの回答を受けた。

なお、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課からは、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、広島市中央老人福祉センターにおいて、ランニングマシン1台とサイクルマシン2台をトレーニング室から撤去する措置を行ったとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市中央老人福祉センターに設置されているトレーニング室に、ランニングマシン1台とサイクルマシン2台が、いずれも故障したまま放置されている事案が見受けられた。

これらの器具は、老人の機能回復訓練に役立つものではあるが、施設利用者が老人であることに鑑みると、修繕しても、トレーナーによる専門的な指導がないままの利用を許せば、不測のスポーツ事故を招くおそれがある。修繕しないまま据え付けておいても、施設利用者に対し、なんらの効用ももたらさないのみならず、施設の管理が行き届いていない印象を与えてしまうばかりか、知らずに利用した者が怪我をするおそれがある。広島市においては、これらの器具をトレーニング室から速やかに撤去するよう、指導されたい。

オ (広島市中央老人福祉センター) 私物を預かる行為について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市中央老人福祉センターの建物内外を実査したところ、その1階に設置されている事務室には、サークルの私物であるカラオケセットやテレビを預かっている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、これらの機器は、サークルが開催される都度、諸室に持ち出されて使われているとの回答を受けた。また、地階に設置されているトレーニング室には、サークルの私物である乗馬エクササイズ器具が据え付けられている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、この器具は、サークルに所属している者以外の者も利用しているとの回答を受けた。

なお、乗馬エクササイズ器具の管理について、広島市中央老人福祉センターからは、所管課である健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課を通して、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、乗馬エクササイズ器具をトレーニング室から撤去する措置を行ったとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市中央老人福祉センターには、サークルの私物であるカラオケセット及びテレビを預かっており、そのサークルに所属する者が、諸室に運んで使用しているという事案が見受けられた。また、同老人福祉センターに設置されているトレーニング室には、サークルの私物である乗馬エクササイズ器具が据え付けられており、そのサークルに所属していない者も使用しているという事案が見受けられた。

同老人福祉センターがサークルの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、サークルの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同老人福祉センターを管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預けるサークルとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

カラオケセット、テレビ、乗馬エクササイズ器具などの高価品については、盜難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。また、乗馬エクササイズ器具については、施設利用者が老人であることに鑑みると、落下などにより怪我をするおそれがあり、その場合には安全配慮義務の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、トレーニング室に常時据え付けておかないよう、指導されたい。

3 広島市福田公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市福田公民館の管理運営等

(ア) 施設

現在の広島市福田公民館は、昭和47年度、広島市東区福田四丁目に建築され、昭和48年8月1日、開館した。

広島市福田公民館は、鉄筋コンクリート造3階建であり、1階に、会議室1及び会議室3を、2階に、会議室2、実習室及び和室を、3階に、研修室1及び研修室2をそれぞれ有し、その延床面積は660.35平方メートルであつて、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市福田公民館は、福木中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、7,011人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	57,653	57,991	56,689

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	26,799	26,482	24,406	44.6	45.2	42.0
研修室1	9,741	9,728	9,735	76.9	75.1	69.5
研修室2	2,217	1,811	2,042	29.6	36.5	35.3
会議室1	3,932	3,718	3,110	51.4	49.6	45.0
会議室2	2,109	2,238	1,899	31.5	32.9	29.6
会議室3	3,192	2,931	2,389	47.8	47.9	45.3
実習室	1,866	1,656	1,621	30.3	27.6	25.8
和室	3,742	4,400	3,610	44.5	46.5	43.4

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市福田公民館）屋上面の劣化及び損傷の状況について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市福田公民館の建物内外を実査したところ、広島市福田公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、屋上面の劣化及び損傷の状況について、「PH屋上水槽撤去後の防水層劣化破れ有り」と指摘され、「防水層の補修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、業者から見積を徵したところであり、修繕に向けて進めるとの回答を受けた。

なお、広島市福田公民館からは、所管課である市民局生涯学習課を通して、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、平成29年度内に、PH屋上水槽撤去後の防水層の補修を実施するとの措置を行う予定であるとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市福田公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、屋上面の劣化及び損傷の状況について、「PH屋上水槽撤去後の防水層劣化破れ有り」と指摘され、「防水層の補修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関する事を掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとすると定めている。本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証

されていないところにある。

本件は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

イ (広島市福田公民館) 便所について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市福田公民館の建物内外を実査したところ、その1階、2階及び3階の便所について、同公民館が作成し、広島市に提出した平成28年度公民館の施設及び設備に係る補修等予算要求調書において、「トイレの床がタイル張りになっているが、すべりやすく危険な状況である。また、設置後40数年を経過しており、タイルに尿がしみ込み悪臭がし、黒ずみができている。改修等により床面のタイルの色が一様ではなく、タイルの色も暗いためトイレ全体の雰囲気も暗くなっている。さらに、床下の排水管が詰まっていると思われ、清掃用のモップの洗い場の排水が悪く、廊下に水があふれてくることもある。」とし、「床のタイル貼替え排水管の取替え」と示されているにもかかわらず、広島市による補修等が行われていない事案が見受けられた。さらに、便所内は、男女トイレはパネルで仕切られているものの、それぞれの入口は、腰から頭までを目隠しするスイングドアが取り付けられている構造となっている事案が見受けられた。

【監査の意見】

広島市福田公民館に係る公民館の施設及び設備に係る補修等予算要求調書において、「広島市福田公民館1～3階便所床タイル貼替え修繕」が挙げられているところ、その現状は、床タイルに尿が染み込んで変色しているなど同調書記載のとおりであったほか、便所内は、男女トイレはパネルで仕切られているものの、それぞれの入口は、腰から頭までを目隠しするスイングドアが取り付けられている構造となっている事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関する事を掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとすると定めている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において

実施しなければならない。さらに、この便所を利用する者に対しては、不潔の印象のみならず、プライバシーに対する配慮が行き届いていないとの印象を与えてしまい、施設の管理運営上、支障が生じるおそれがある。広島市においては、男女トイレの構造の問題も含めて、同調書で挙げられた便所床タイル貼替え修繕の実施に向けて検討されたい。

4 広島市馬木公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市馬木公民館の管理運営等

(ア) 施設

現在の広島市馬木公民館は、昭和46年度、広島市東区馬木二丁目に建築され、昭和47年4月1日、開館した。

広島市馬木公民館は、鉄筋コンクリート造3階建であり、1階に、会議室1を、2階に、会議室2及び研修室を、3階に、実習室及び和室をそれぞれ有し、その延床面積は576.73平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市馬木公民館は、福木中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、6,333人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	35,710	20,216	28,804

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

(注) 平成27年度は、エレベーターを設置する工事のため休館とした期間を含む。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	16,704	9,339	13,416	35.3	20.0	31.1
研修室	7,900	4,754	6,056	60.6	36.9	53.2
会議室1	1,859	1,065	1,661	34.5	20.4	30.5
会議室2	1,457	765	1,513	24.1	12.1	25.0
実習室	1,670	854	1,421	21.7	11.4	19.1
和室	3,818	1,901	2,765	35.6	19.2	27.9

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市馬木公民館）外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市馬木公民館の建物内外を実査したところ、広島市馬木公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁吹付け内部に水侵入」と指摘され、「一部外壁吹付けタイルの防水性能が低くなっている。外壁の改修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。また、同報告書において、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況について、「内壁部に漏水跡有り」と指摘され、「外壁改修後に内壁面の塗装仕上げ」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていなかった。広島市に質問したところ、他に要求が上がっている館に比べ緊急性が低いが、今後、劣化・損傷等の状況によって必要な対応を検討するとの回答を受けた。

【監査の意見】

広島市馬木公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁吹付け内部に水侵入」と指摘され、「一部外壁吹付けタイルの防水性能が低くなっている。外壁の改修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関する事を掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとすると定めている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において

実施しなければならない。本件は、万が一軸体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

イ (広島市馬木公民館) 私物を預かる行為について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市馬木公民館の建物内外を実査したところ、その2階に設置されている研修室にあるキャビネットでは、菓子等の食品類や音楽CDを含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。また、その3階に設置されている実習室にある収納棚では、使われていないアンプやスピーカーを含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、施設を利用する際に、使用したり、費消したりする私物を預かる行為は、これを定めたルールを定めないままに、古くから行われていたとの回答を受けた。

【監査の意見】

広島市馬木公民館に設置されている研修室にあるキャビネットでは、菓子類、音楽CDを含む利用グループの私物を、また、実習室にある収納棚では、現に使用されていないアンプやスピーカーを含む利用グループの私物を、それぞれ預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

菓子類などの食品については、食中毒が懸念されることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、指導されたい。また、音楽CDなどの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。さらに、現に使用されていない私物については、預かる必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは処分させるよう、指導されたい。

5 広島市温品公民館の管理運営等及び広島市温品福祉センターの管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア（13ページ以下）で前述したとおりである。

イ 広島市温品公民館の管理運営等

(ア) 施設

現在の広島市温品公民館は、昭和44年度、広島市東区温品七丁目に建築され、昭和45年4月1日、開館した。

広島市温品公民館は、鉄筋コンクリート造3階建であり、1階に、会議室1を、2階に、和室、会議室2及び実習室を、3階に、研修室及び会議室3をそれぞれ有し、その延床面積は598.29平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市温品公民館は、温品中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、1万3,260人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数（人）	65,203	65,499	67,901

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	23,289	21,221	20,740	38.9	37.7	38.1
研修室	8,995	7,474	7,425	44.6	44.8	53.9
会議室1	4,162	4,351	4,360	47.7	48.5	48.7
会議室2	2,650	2,501	2,436	39.8	37.4	37.3
会議室3	2,434	2,089	1,770	38.7	32.9	29.5
実習室	1,090	1,101	891	16.6	17.3	14.7
和室	3,958	3,705	3,858	45.9	45.4	44.4

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

ウ 福祉センターの管理運営等

(ア) 規範等

福祉センターの管理運営等は、広島市福祉センター条例、広島市福祉センター条例施行規則などの規範等により、概要、以下のように規律されている。

a 目的

市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るため、本市に福祉センターを設置する（広島市福祉センター条例第1条）。

b 設置

広島市は、広島市福祉センター条例に基づき、広島市吉島福祉センター、広島市温品福祉センター、広島市戸坂福祉センター、広島市中山福祉センター、広島市出島福祉センター、広島市祇園福祉センター、広島市伴福祉センター、広島市可部福祉センター、広島市筒瀬福祉センター、広島市瀬野福祉センター、広島市畠賀福祉センター、広島市阿戸福祉センター、広島市矢野福祉センター及び広島市石内福祉センターの14施設を設置している（広島市福祉センター条例第2条）。

c 事業

福祉センターは、広島市福祉センター条例第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう（広島市福祉センター条例第3条）。

- ① 生活相談、身上相談等の各種の相談に応ずること
- ② 教養の向上、文化の振興、レクリエーション及び休養のための事業を行なうこと
- ③ 社会福祉関係団体、社会教育関係団体及び地域住民の自主活動のために必要な場を提供すること
- ④ その他社会福祉のための各種事業を実施すること

d 使用

福祉センターの施設（ただし、プール、トレーニングルーム、浴室、シャワー室、図書室及び幼児室を除く。）を使用しようとする者（イベント広場にあっては、専用して使用しようとする者に限る。）は、市長（広島市福祉センター条例第14条第1項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者とする。）の許可を受けなければならない（広島市福祉センター条例第4条、第14条第2項、広島市福祉センター条例施行規則第4条）。

e 使用料

福祉センターの使用料は、無料とする。ただし、福祉センターの事業目的以外に使用する場合は、その使用許可の際、広島市福祉センター条例別表に掲げる額の使用料を徴収する。（広島市福祉センター条例第7条第1項）

市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる（広島市福祉センター条例第7条第2項）。

f 指定管理者

福祉センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる（広島市福祉センター条例第14条第1項）。

指定管理者は、福祉センターの管理を行うに当たっては、広島市福祉センター条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない（広島市福祉センター条例第16条）。

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする（広島市福祉センター条例第17条）。

- ① 福祉センターの事業の実施等に関すること
- ② 福祉センターの使用の許可に関すること
- ③ 福祉センターへの入場の制限に関すること

- ④ 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること
- ⑤ その他市長が定める業務

(イ) 指定管理者の業務実施状況

特定非営利活動法人ワーカーズコープは、広島市吉島福祉センター及び広島市祇園福祉センターについて、社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会は、広島市温品福祉センターについて、三栄パブリックサービス株式会社は、広島市戸坂福祉センター、広島市中山福祉センター、広島市出島福祉センター、広島市伴福祉センター、広島市筒瀬福祉センター及び広島市石内福祉センターについて、社会福祉法人広島市安佐北区社会福祉協議会は、広島市可部福祉センターについて、テルウェル西日本株式会社は、広島市瀬野福祉センターについて、社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会は、広島市畠賀福祉センター、広島市阿戸福祉センター及び広島市矢野福祉センターについて、指定管理者の指定をそれぞれ受け、管理物件を管理している。

エ 広島市温品福祉センターの管理運営等

(ア) 施設

広島市温品福祉センターは、昭和47年度、広島市東区上温品一丁目に建築され、昭和48年8月10日、開館した。

広島市温品福祉センターは、鉄筋コンクリート造2階建であり、ホール、講習室、会議室（2室）、集会室、調理室、娯楽室、浴室及び相談室等を有し、その延床面積は1,044.03平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会は、平成25年12月26日、広島市から、指定期間を平成26年4月1日から平成30年3月31日までとし、指定管理料限度額を6,114万8千円とする、広島市温品福祉センター指定管理者の指定を受け、現在、広島市温品福祉センターに係る管理物件を管理している。

平成26年度から平成28年度までの間の実績及び評価は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料（円）	14,477,000	15,112,000	14,810,000
支出（円）	14,477,000	15,112,000	14,810,000
延べ利用者数（人）	35,105	37,366	34,830
市の評価（5段階評価）	5	5	5
業務の実施状況	A	A	A
施設の利用状況	A	A	A
利用者の満足度	A	A	A

※ 「広島市温品福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	35,105	37,366	34,830
浴室	3,223	2,727	2,974
集会室	5,933	6,195	5,620
相談室	1,777	1,820	1,737
娯楽室	47	246	28
茶室	-	-	-
調理室	807	677	394
ホール	6,345	5,640	4,587
講習室	7,415	9,647	8,822
第1会議室	1,723	1,624	1,537
第2会議室	5,115	5,790	6,341
ロビー（選挙）	2,720	2,830	2,790
全館使用（祭り）	-	170	-

※ 指定管理者作成に係る「広島市温品福祉センター利用状況報告書」による。

平成26年度から平成28年度までの間の特記事項は、以下のとおりである。

年度	特記事項
平成26年度	<p>【評価】</p> <p>アンケート調査による利用者の満足度は高く、目標利用者数を達成している。今後も引き続き利用者サービスの向上に努め、適切な管理運営を行うよう指導した。</p>
平成27年度	<p>【評価】</p> <p>業務は適切に実施されており、利用者数は目標を上回っている。また、サービス内容等に対する利用者の満足度は高くなっている。今後も引き続き利用者サービスの向上に努め、適切な管理を行うよう指導した。</p>
平成28年度	<p>【評価】</p> <p>業務は適切に実施されており、利用者数は目標を上回っている。また、サービス内容等に対する利用者の満足度は高くなっている。今後も引き続き利用者サービスの向上に努め、適切な管理を行うよう指導した。</p>

※ 「広島市温品福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

(2) 監査の結果及び意見

ア (広島市温品公民館) 公金の管理について

使用料の徴収やその減免の手続、行政財産の目的外使用許可の手続は、規範等に従って執行されているかの視点から、広島市温品公民館の管理運営等を実査したところ、同公民館の事務室には、その奥には印刷機が据え付けられており、これを利用する者の立入りが許されているが、収受された使用料等の公金が、開館時間中は、施錠されていない職員の机の引き出しの中に紙製の箱に入れて保管され、終業後になって、金庫に入れて保管されている事案が見受けられた。

まず、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金の保管について、地方自治法第235条の4は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないと定め、これを受け、地方自治法施行令第168条の6は、会計管理者は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないと定めている。ここにいう「最も確実かつ有利な方法」とは、安全で危険のない方法で、しかも最も経済的な価値を十分に保全發揮できる方法で保管することをいう（松本英昭「新版 逐条地方自治法<第8次改訂版>」2015年）。

次に、私人の公金取扱いについて、地方自治法第243条は、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせはならないと定めている。これを受け、地方自治法施行令第158条は、使用料については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができると定めている。

広島市は、公益財団法人広島市文化財団との間で広島市公民館使用料収納事務委託契約を締結し、広島市公民館条例第6条に規定する公民館に係る使用料収納事務を同財団に委託している。受託者の現金の保管について、広島市公民館使用料収納事務委託契約書第6条は、公益財団法人広島市文化財団は、収納事務を処理するに当たっては、本契約、広島市会計規則等関係規定及び広島市の指示を遵守しなければならないと定め、徴収・収納及び支出事務受託者の公金取扱事務手引書は、はじめに、「歳入の徴収若しくは収納の事務又は支出の事務を受託された私人（受託者）は、公金の取扱いについて、地方自治法及び同法施行令等の定めに従って会計処理を行うこととなり、広範囲の知識と適切な事務処理を要求され、特に現金の取扱いについては、十分な注意と厳密なチェックが必要となります」と述べた上で、第1の5現金の保管の項において、収納した現金は、金庫、

金融機関の保護預けを利用する等安全で確実な方法で保管すると定めている。

以上の規範等の定めからすれば、収納した現金は、金庫、金融機関の保護預けを利用する等安全で確実な方法で保管すると定めている徴収・収納及び支出事務受託者の公金取扱事務手引書第1の5は厳格に解するほかなく、収納した現金を、金庫を利用して保管する、あるいは金融機関の保護預けを利用して保管する以外の方法で保管する場合においては、これらの方法と同等又はそれ以上安全で確実な方法で保管しなければならないと解すべきである。

なお、市民局生涯学習課からは、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、広島市温品公民館において、① 手提げ金庫に保管することとし、② 手提げ金庫は、利用者が付近を通行しない施錠できる場所に盜難防止ワイヤーでつなぎとめて保管し、収納後はすぐ施錠するとの措置を行ったとの報告を受けている。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市温品公民館の事務室は、その奥に印刷機が据え付けられており、これを利用する者の立入りが許されているところ、収受された使用料等の公金が、開館時間中は、施錠されていない職員の机の引き出しの中に紙製の箱に入れて保管され、終業後になって、金庫に入れて保管されている事案が見受けられた。

地方自治法第243条は、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないと定め、地方自治法施行令第158条第1項第1号は、使用料について、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができると定めている。

広島市は、公益財団法人広島市文化財団との間で広島市公民館使用料収納事務委託契約を締結し、広島市公民館条例第6条に規定する公民館に係る使用料収納事務を同財団に委託している。そして、広島市公民館使用料収納事務委託契約書第6条は、公益財団法人広島市文化財団は、収納事務を処理するに当たっては、本契約、広島市会計規則等関係規定及び広島市の指示を遵守しなければならないと定め、徴収・収納及び支出事務受託者の公金の取扱いについて、事務処理上の留意点をまとめた「公金取扱事務手引書」は、第1の5現金の保管の項において、収納した現金は、金庫、金融機関の保護預けを利用する等安全で確実な方法で保管すると定めている。

したがって、以上の規範等の定めからすれば、収納した現金は、金庫、金融機関の保護預けを利用する等安全で確実な方法で保管すると定めている同手引書

第1の5は厳格に解されるべきものであり、収納した現金を、金庫を利用して保管する、あるいは金融機関の保護預けを利用して保管する以外の方法で保管する場合においては、これらの方法と同等又はそれ以上安全で確実な方法で保管しなければならないと解すべきである。

これを本件に当てはめると、開館時間中、施錠されていない職員の机の引き出しの中に紙製の箱に入れて保管する行為は、金庫を利用して保管する、金融機関の保護預けを利用して保管する方法と同等又はそれ以上安全で確実な方法で保管しているとはいえないばかりか、公金が窃取されるおそれがある。広島市においては、受託者に対し、速やかに改善するよう指導すべきである。

イ (広島市温品公民館) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市温品公民館の建物内外を実査したところ、その1階のロビー脇に設置されている防火シャッターについて、広島市温品公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、「昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況」の調査項目に対し、「シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「防火シャッターに危害防止機構の装着が必要（大規模改修等に適時改修）」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。広島市に質問したところ、「既存不適格事項については、法改正があった時点で現存する建築物には適用されないため、法的には適法であると言えます。（建築基準法第3条第2項）これまで、将来的に実施する施設の大規模修繕等に合わせて対応を検討する方向で具体的な検討は進めていませんでした。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、緊急性の高いその他の事案と合わせて検討して優先順位を付け、対応してまいりたいと考えています」との回答を受けた。

第3の2(2)ア（24ページ以下）で前述したとおり、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関する経緯を踏まえると、広島市においては、広島市温品公民館において、危害防止機構等を装着していない防火シャッターの具体的危険性を把握しているものと考えられる。

【監査の意見】

広島市温品公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「防火シャッターに危害防止機構の装着が必要（大規模改修等に適時改修）」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを見て、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るために、改善に向けて検討されたい。

ウ (広島市温品公民館) 実習室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市温品公民館に設置されている諸室を実査したところ、その2階に設置されている実習室の延べ利用者数は、平成26年度は1,090人、平成27年度は1,101人、平成28年度は891人であり、年間約1,000人と低迷しており、また、その稼働率も、平成26年度は16.6パーセント、平成27年度は17.3パーセント、平成28年度は14.7パーセントであり、約16パーセントと低迷していた。この実習室は、調理台や食器棚が据え付けられていることから、調理室として利用されることを想定して設計し設置されたものと考えられるところ、調理は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っているが、その低迷している利用状況からすると、現状、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年6月7日時点で、広島市温品公民館利用グループは40あるが、調理を活動内容とするグループは3にとどまり、その余のグループの活動内容は、極めて多種多様である。広島市温品公民館に設置された実習室が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない主な原因是、このような住民のニーズの変化を想定していなかったことにあると考えられるが、設置されている以上、さらなる有効活用を図っていく必要がある。

【監査の意見】

広島市温品公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約1,000人、その稼働率は約16パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のた

めに行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

エ (広島市温品公民館) 私物を預かる行為について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市温品公民館の建物内外を実査したところ、その3階に設置されている第1倉庫には、現に活動をしていない利用グループの私物を含む、利用グループの私物を相当量預かっている事案が見受けられた。

【監査の意見】

広島市温品公民館に設置されている第1倉庫には、現に活動をしていない利用グループの私物を含む、利用グループの私物を相当量預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

現に活動していない利用グループの私物については、預かる必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは処分させるよう、指導されたい。

オ (広島市温品福祉センター) 浴室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市温品福祉センターに設置されている諸室を実査したところ、その1階に設置されている浴室の延べ利用者数は、平成26年度は3,223人、平成27年度は2,727人、平成28年度は2,974人であり、年間約3,000人と低迷しており、浴室の利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、現状、利用者は、繰り返し利用する特定の者に限られていること、その多くは高齢者であることに鑑み、名簿を用意し、独りで入浴しないよう配慮していること、浴室を維持管理するための費用を節減するため、週2回の利用に制限していることなどの回答を受けた。

進んで、入浴1回当たりのコスト、及び、浴室を現に利用する者1人当たりの年間コストをそれぞれ試算したところ、次のとおりであった。

(ア) 入浴1回当たりのコスト

広島市温品福祉センターに設置されている浴室を運営し維持管理するための直接的な経費は、平成26年度は102万9,246円、平成27年度は168万8,421円、平成28年度は88万954円であり、年間約120万円である。これを年間約3,000人の延べ利用者数で除すると、入浴1回当たりのコストは約400円となる。

この金額は、広島県が指定する一般公衆浴場の入浴料金(大人(12歳以上))の上限である430円に迫るものであるが、これを超えておらず、入浴サービスを提供する施策は、最少の資源投入で実施されていないとまではいえない。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	摘要
消耗品費 (円)	1, 620	-	1, 620	滅菌剤
燃料費 (円)	266, 945	173, 502	190, 027	ボイラー用重油
修繕料 (円)	68, 040	815, 433	25, 380	
委託料 (円)	209, 844	209, 844	209, 844	ボイラー清掃 配管・ろ過器洗浄
手数料 (円)	20, 520	20, 520	20, 520	レジオネラ菌 等水質検査
光熱水費 (円)	462, 277	469, 122	433, 563	水道料金
合計 (円)	1, 029, 246	1, 688, 421	880, 954	

※ 広島市健康福祉局地域福祉課から提出を受けた資料に基づき監査人作成

(注) 水道料金は、浴槽使用水量概算金額である。

(イ) 浴室を現に利用する者 1 人当たりの年間コスト

平成 29 年 5 月に、広島市温品福祉センターに設置されている浴室を現に利用した者の数は、浴室を利用する都度チェックしている名簿から抽出したところ、52 人であった。浴室を運営し維持管理するための直接的な経費である年間約 120 万円を、この 52 人で除すると、浴室を現に利用する者 1 人当たりの年間コストは、約 2 万 3, 000 円となる。

広島市福祉センター条例第 3 条第 2 号は、福祉センターは、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るため、レクリエーション及び休養のための事業を行うことと定めているところ、浴室を設置して入浴サービスを提供する施策は、これに適うものであるが、広島市温品福祉センターにおいて、浴室を現に利用する者 1 人当たりに対して年間約 2 万 3, 000 円という相当額の税金を投入して得られる成果を十分に説明することは困難と考えられる。また、浴室を現に利用する者の数が少ない状況において、1 人当たり年間約 2 万 3, 000 円という相当額の税金を投入することは、受益偏在の問題が生じ得るものと考えられる。

区分	人数(人)	延べ利用回数(回)
8回利用した者	15	120
7回利用した者	4	28
6回利用した者	6	36
5回利用した者	6	30
4回利用した者	5	20
3回利用した者	5	15
2回利用した者	2	4
1回利用した者	9	9
合計	52	262

※ 指定管理者から提出を受けた「温品福祉センター入浴、休憩利用者名簿（平成29年5月）」に基づき監査人作成

【監査の意見】

広島市温品福祉センターに設置されている浴室の延べ利用者数は年間約3,000人、浴室を現に利用する者の数は、平成29年5月時点で52人と低迷しており、浴室の利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

広島市と指定管理者とは、この浴室を運営し維持管理するため、燃料費、修繕料、委託料、光熱水費等の直接的な経費だけでも年間約120万円を負担している。そうすると、同福祉センターに設置されている浴室を現に利用する52人の者に対し、1人当たり年間約2万3,000円の税金が投入されていることとなる。たしかに、入浴サービスを提供する成果として、そのサービス自体の効用のほか、外出のきっかけになったり、コミュニケーションの場となったりする効用があることは認められるが、これらをもってしても、年間約2万3,000円という相当額の税金を投入した成果を説明することは難しい。浴室を現に利用する者の数が52人と限定されている受益偏在をも併せ考えると、浴室を運営し維持管理するための直接的な経費である年間約120万円を、これらの者を含むより多数の者を対象とする代替施策を検討し、これに投下すべきではないかとの議論も生じ得る。

まず、指定管理者においては、浴室を維持管理するための経費を増加させることなく、特定の浴室利用者以外の利用者を増加させるよう努められたい。その結果、浴室利用者が増加しない場合には、地域住民の意見も聴きながら、浴室の廃止に向けた検討を進められたい。

力（広島市温品福祉センター）茶室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市温品福祉センターに設置されている諸室を実査したところ、その1階に設置されている茶室の延べ利用者数は、平成26年度は0人、平成27年度は0人、平成28年度は0人であり、年間0人と極めて低迷しており、茶室としての利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという所期の効果をまったくもたらしていない事案が見受けられた。この茶室は、釜や畳が傷んでおり修繕を要するのみならず、広さ4畳半の狭い和室であり、茶室以外の目的での利用は難しい構造であった。指定管理者に質問したところ、茶室として利用していたサークルがなくなり、この4、5年は利用する者はいないとの回答を受けた。

福祉センターの設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。広島市温品福祉センターに設置されている茶室が、これを設計し設置した所期の効果をまったくもたらしていない原因は、このような住民のニーズの変化を想定していなかったことにあると考えられる。

【監査の意見】

広島市温品福祉センターに設置されている茶室の延べ利用者数は年間0人であり、茶室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果をまったくもたらしていない事案が見受けられた。

茶室を設置することは、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという福祉センターの設置目的に適っている。福祉センターの設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、新たなニーズが生じる。茶室が、これを設計し設置した所期の効果をまったくもたらしていない原因は、このような住民のニーズの変化を想定していなかったところにある。

今後、茶室の利用状況の改善は期待できず、さりとて、茶室は、その広さを含めた構造上、汎用性に乏しく、茶室としての利用以外の目的での利用には適していない。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、地元住民の意見も聴きながら、多様なニーズに対応するため、多目的での利用ができる汎用性のある諸室の設置に努められたい。

キ (広島市温品福祉センター) 調理室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市温品福祉センターに設置されている諸室を実査したところ、その1階に設置されている調理室の延べ利用者数は、平成26年度は807人、平成27年度は677人、平成28年度は394人であり、年間約600人と低迷しており、調理室としての利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

福祉センターの設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。広島市温品福祉センターに設置されている調理室が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない主な原因是、このような住民のニーズの変化を想定していなかったことにあると考えられる。

【監査の意見】

広島市温品福祉センターに設置されている調理室の延べ利用者数は年間約600人と低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

指定管理者においては、調理室の利用を促進する取組に努められたい。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、地元住民のニーズを踏まえ、その設置については慎重に検討されたい。

ク (広島市温品福祉センター) 備品について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市温品福祉センターの建物内外を実査したところ、その1階のロビーには、あんま機（広島市温品福祉センター備品リストNo. 33・整理番号4040007291）、長椅子（同備品リストNo. 34・整理番号4040007284）及び肘掛椅子（同備品リストNo. 35・整理番号4040007285及びNo. 36・整理番号4040007286）が据え付けられているが、あんま機は、そのもみ玉が電動で上下する機能が故障しており、長椅子及び肘掛椅子は、いずれも椅子の着座部分の表面シートが破損し、中綿が露出している事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、いずれも、施設利用者から修繕されたいなどの要望もないことから、修繕しないまま放置しているとの回答を受けた。

なお、東区役所厚生部生活課からは、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、指定管理者との協議に基づき、平成29年度内に、あんま機1台について廃棄、長椅子1台と肘掛椅子2脚について補修を実施するとの措置を行う予定であるとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市温品福祉センターのロビーには、広島市の備品である、あんま機、長椅子及び肘掛椅子が据え付けられているが、あんま機は、その機能の一部が故障しており、長椅子と肘掛椅子は、その着座部分の表面シートが破損し中綿が露出しており、いずれも経年劣化のため効用を十分もたらしていない事案が見受けられた。

広島市温品福祉センターの管理に関する基本協定書第23条は、社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会は、指定期間中、これらの備品を常に良好な状態に保つものとすると定め、これらの備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、広島市は、同協議会との協議により、必要に応じて広島市の費用で当該備品を購入又は調達するものとすると定めている。広島市は、これらの備品について、同協議会との協議を速やかに行われたい。また、広島市においては、物品の滅失・き損の状況をモニタリングするに際しては、備品を現認するなど、さらなる丁寧なチェックを励行されたい。

ケ (広島市温品福祉センター) 私物を預かる行為について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市温品福祉センターの建物内外を実査したところ、その1階に設置されている娯楽室には、サークルの私物である用具等が入った段ボールが預けられている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、指定管理を始めたときにはすでに存在したものであるが、このサークルは5、6年前から活動しておらず、所在不明であるとの回答を受けた。また、その1階に設置されている集会室には、私物の本棚が置かれている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、指定管理を始めたときにはすでに存在したものであるが、所有者は不明であるとの回答を受けた。

【監査の意見】

広島市温品福祉センターに設置されている娯楽室には、現に活動していないサークルの私物を預かっている事案が見受けられ、また、集会室には、所有者不詳の私物である本棚が置かれている事案が見受けられた。

同福祉センターがサークルの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、サークルの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同福祉センターを管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預けるサークルとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

いずれの私物についても、保管の必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられること、諸室のスペースを占有しており、他の施設利用者のスペース利用を阻害するものであることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに持ち帰らせるよう、あるいは諸室から撤去するよう、指導されたい。また、広島市においては、施設維持管理状況をモニタリングするに際しては、諸室の状況を現認するなど、さらなる丁寧なチェックを励行されたい。

6 広島市戸坂公民館の管理運営等及び広島市戸坂福祉センターの管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア（13ページ以下）で前述したとおりである。

イ 広島市戸坂公民館の管理運営等

(ア) 施設

広島市戸坂公民館は、昭和50年度、広島市東区戸坂出江二丁目に建築され、昭和50年5月1日、開館した。

広島市戸坂公民館は、東消防団戸坂分団車庫等との合築であり、鉄筋コンクリート造3階建の合築建物である。広島市戸坂公民館は、1階に、会議室1を、2階に、研修室1、会議室2、会議室3及び実習室を、3階に、大集会室、研修室2、会議室4及び和室をそれぞれ有し、その延床面積は1,293.62平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市戸坂公民館は、戸坂中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、2万5,559人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数（人）	55,402	55,236	54,548

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	28,201	30,912	28,317	31.7	33.3	32.1
大集会室	10,192	10,927	9,701	52.5	55.4	52.2
研修室1	4,101	4,204	3,817	47.0	44.8	43.8
研修室2	4,734	5,743	4,761	40.8	46.2	41.3
会議室1	2,127	2,361	2,343	35.3	38.2	34.0
会議室2	943	1,060	1,130	19.2	19.7	17.2
会議室3	1,922	2,417	2,209	30.4	36.5	34.9
会議室4	1,264	1,089	1,023	22.5	19.9	20.7
実習室	805	1,134	1,078	18.0	21.2	22.7
和室	2,113	1,977	2,255	19.9	17.7	22.0

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

ウ 福祉センターの管理運営等

第3の5(1)ウ（46ページ以下）で前述したとおりである。

エ 広島市戸坂福祉センターの管理運営等

（ア）施設

広島市戸坂福祉センターは、昭和59年度、広島市東区戸坂大上一丁目に建築され、昭和59年4月10日、開館した。

広島市戸坂福祉センターは、鉄筋コンクリート造4階建であり、ホール、老人室（老人娯楽室）、娯楽室（ミュージックルーム）、会議室（2室）、講習室、集会室、研修室（作業室）、トレーニングルーム、ラウンジ及び相談室等を有し、その延床面積は1,496.40平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

（イ）指定管理者の業務実施状況

三栄パブリックサービス株式会社は、平成25年12月26日、広島市から、指定期間を平成26年4月1日から平成30年3月31日までとし、指定管理

料限度額を6,324万2千円とする、広島市戸坂福祉センター指定管理者の指定を受け、現在、広島市戸坂福祉センターに係る管理物件を管理している。

平成26年度から平成28年度までの間の実績及び評価は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料（円）	15,630,000	15,630,000	15,630,000
支出（円）	17,809,000	16,134,000	16,188,000
延べ利用者数（人）	52,554	64,911	63,351
市の評価（5段階評価）	5	5	5
業務の実施状況	A	A	A
施設の利用状況	A	A	A
利用者の満足度	A	A	A

※ 「広島市戸坂福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	52,554	64,911	63,351
集会室	13,521	11,274	8,639
老人室（老人娯楽室）	5,743	7,670	7,558
研修室（作業室）	1,722	4,250	4,758
会議室	1,772	4,451	4,493
会議室（和室）	1,247	3,705	3,638
娯楽室（ミュージックルーム）	4,270	6,615	6,364
講習室	3,193	5,542	5,744
ホール	13,668	14,367	15,136
相談室	502	524	502
トレーニングルーム	6,916	6,513	6,519

※ 指定管理者作成に係る「広島市戸坂福祉センター利用状況報告書」による。

平成 26 年度から平成 28 年度までの間の特記事項は、以下のとおりである。

年度	特記事項
平成 26 年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>事務費等が当初の見込みを上回り計画より支出が増えたことにより、指定管理料のみでは支出が賄えなかつたが、これについては指定管理者の自己資金（繰入金）により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>【評価】</p> <p>アンケート調査による利用者の満足度は高く、利用者数が増加して目標利用者数も上回っている。今後も引き続き利用者サービスの向上に努め、適切な管理運営を行うよう指導した。</p>
平成 27 年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>人件費等が当初の見込みを上回り計画より支出が増えたことにより、指定管理料のみでは支出が賄えなかつたが、これについては指定管理者の自己資金（繰入金）により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>【評価】</p> <p>業務は適切に実施されており、利用者数は目標を上回っている。また、サービス内容等に対する利用者の満足度は高くなっている。今後も引き続き利用者サービスの向上に努め、適切な管理を行うよう指導した。</p>
平成 28 年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>人件費等が当初の見込みを上回り計画より支出が増えたことにより、指定管理料のみでは支出が賄えなかつたが、これについては指定管理者の自己資金（繰入金）により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>【評価】</p> <p>業務は適切に実施されており、利用者数は目標を上回っている。また、サービス内容等に対する利用者の満足度は高くなっている。今後も引き続き利用者サービスの向上に努め、適切な管理を行うよう指導した。</p>

※ 「広島市戸坂福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

(2) 監査の結果及び意見

ア (広島市戸坂福祉センター) 目的外使用について

使用料の徴収やその減免の手続、行政財産の目的外使用許可の手続は、規範等に従って執行されているかの視点から、広島市戸坂福祉センターの管理運営等を実査したところ、戸坂城山学区社会福祉協議会が、広島市から行政財産使用許可を受けている許可部分及び許可面積を超えて同建物を使用している事案が見受けられた。すなわち、同協議会は、同福祉センターの2階に設置されている相談室の一部4.5平方メートル（長辺が225センチメートル、短辺が168センチメートルの長方形の範囲と、幅90センチメートル、奥行き40センチメートルのロッカー2台の設置範囲）を目的として行政財産使用許可を受けている。しかしながら、往査時には、パーティションが壁から270センチメートルのところに置かれ、ロッカー以外の範囲は、長辺270センチメートル、短辺168センチメートルとなり、ロッカーを含め、5.256平方メートルを占有していた。平成29年6月30日の豪雨による雨漏り復旧工事のため、パーティションを動かした可能性があったため、長辺壁面のキャビネット等を全て密着させ、長辺ができるだけ短くなるよう試行後に測定したところ、長辺は240センチメートルであった。この場合であっても、4.752平方メートルを占有することになり、許可部分及び許可面積を超えていた。

地方自治法第238条の4第1項は、行政財産は、第2項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないと定め、同条第6項は、第1項の規定に違反する行為は、これを無効とすると定めている。行政財産は、普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるべきものであり、したがって、これを交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することを認めることは、行政執行の物的手段としての行政財産の効用を減少し、ひいては行政目的を達成しがたくなるおそれがある。そこで原則として、行政財産を私法上の関係において運用することを禁止するとともに、さらにその実効性を保障するため、この禁止規定に違反する行為を無効とするものである。（松本英昭「新版 逐条地方自治法＜第8次改訂版＞」2015年）

その上で、地方自治法第238条の4第7項は、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができると定め、同条第9項は、第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは

公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるとときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができるとして定めている。行政財産によっては、本来の用途又は目的外に使用させても、本来の用途又は目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高めることもあり、また、行政財産の本来の用途又は目的が阻害されない限り、行政財産の効率的利用の見地から見て、その用途又は目的以外についても使用を認めることが適当であることがあるので、行政上の許可処分として使用させることが認められている。使用者の許可の条件に違反する事実の発生に基づき許可の取消しをするときは、それにより使用者に損害があつても、普通地方公共団体はそれを賠償する義務を負わないのみならず、逆に使用者が許可条件に違反して行政財産を使用したことにより普通地方公共団体に損害を及ぼした場合は、使用者に対して損害賠償を請求することができる。(松本英昭「新版 逐条地方自治法<第8次改訂版>」2015年)

広島市は、同協議会に対し、使用を許可する物件は次のとおりとした上で、行政財産使用許可をしている。

名称	広島市戸坂福祉センター
所在地	広島市東区戸坂大上一丁目4番22号
許可部分	建物 2階の一部 別図のとおり
許可面積	4.5 m ²

この「許可部分」と「許可面積」とは、本件目的外使用許可の条件であるが、上記規範等の定めからすれば、これらの条件が同協議会によって遵守される限り、同福祉センターの用途又は目的を妨げないと判断のもと定められたものと解するほかない。

なお、東区役所厚生部生活課からは、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、戸坂城山学区社会福祉協議会に対し、許可部分と許可面積の許可条件を遵守するよう是正させる措置を行ったとの報告を受けた。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市戸坂福祉センターにおいて、戸坂城山学区社会福祉協議会が、広島市から行政財産使用許可を受けている許可部分及び許可面積を超えて同建物を使用している事案が見受けられた。

地方自治法第238条の4第7項は、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができると定め、同条第9項は、第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、許可の条件に違反する

行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができると定めていることからすると、許可の条件は、これが使用者によって遵守される限りにおいて、行政財産の用途又は目的を妨げないと判断のもと定められたものと解するほかない。また、同協議会は、その使用面積に応じた実費相当額を負担しなければならないところ、許可面積を超えて使用する部分については、広島市に損害が生じることになる。

広島市においては、同協議会に対し、許可条件を遵守するよう是正指導すべきである。

イ (広島市戸坂福祉センター) 私物を保管させている行為について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市戸坂福祉センターの建物内外を実査したところ、その1階に設置されている研修室（作業室）にある収納棚には、サークルが施錠して私物を保管している事案が見受けられ、その2階に設置されている娯楽室（ミュージックルーム）にある収納棚にも、複数のサークルが施錠して私物を保管している事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、いずれの鍵もサークルが保管しており、保管している物を確認したことはないと回答を受けた。広島市に質問したところ、過去に盜難が発生したため、サークルが自己防衛として施錠を行ったもので、やむを得なかつたとの回答を受けた。

地方自治法第238条の4第1項は、行政財産は、第2項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないと定め、同条第6項は、第1項の規定に違反する行為は、これを無効とすると定めている。

ここにいう「貸し付け」には、賃貸借のみならず使用貸借も含まれる。行政財産は、普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるべきものであり、したがって、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することを認めることは、行政執行の物的手段としての行政財産の効用を減少し、ひいては行政目的を達成しがたくなるおそれがある。そこで原則として、行政財産を私法上の関係において運用することを禁止するとともに、さらにその実効性を保障するため、この禁止規定に違反する行為を無効とするものである。（松本英昭「新版 逐条地方自治法＜第8次改訂版＞」2015年）

使用貸借とは、無償で他人の物を借りて使用収益した後その物を返還する契約である（金子宏、新藤幸治、平井宜雄「法律学小辞典第3版」1999年）。他人の場所を無償で借りる場合は、使用貸借となる。

本件では、収納棚に施錠して、その鍵をサークルが保管し、指定管理者は合鍵を所持していないこと、一時預かりではなく、相当期間にわたっていることから、同法が禁じる使用貸借として「貸し付け」に該当するものと考えられる。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市戸坂福祉センターに設置されている研修室（作業室）及び娯楽室（ミュージックルーム）に据え付けられている収納棚に、サークルにより施錠させ、鍵を所持させた上で、その私物を保管させ、指定管理者はその鍵を所持していないという事案が見受けられた。

本件事案は、同福祉センターの場所を無償で私物の保管のため使用収益していること、収納棚に施錠して、その鍵をサークルが保管し、指定管理者は合鍵を所持していないこと、一時預かりではなく、相当期間にわたっていることから、使用貸借としての「貸し付け」に該当する。

行政財産については、地方自治法第238条の4第1項により、原則として、これを貸し付けの目的とすることはできないと定められている。

また、広島市福祉センター条例第17条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する事を掲げ、広島市戸坂福祉センターほか1施設の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定めているところ、管理施設内に、第三者によって施錠され、指定管理者自らが点検等の管理業務が行えない場所の存在を容認することは、万が一、高価品や危険物、違法な物等が保管されていた場合には、施設を管理運営する上で重大な問題が生じるから、不当である。

広島市においては、サークルに対し、使用収益が可能となるよう必要な手続をとる、あるいは、指定管理者に対し、自らが点検等の管理業務が行えない空間が存在する状況を解消するよう是正指導すべきである。

ウ (広島市戸坂公民館) 実習室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市戸坂公民館に設置されている諸室を実査したところ、その2階に設置されている実習室の延べ利用者数は、平成26年度は805人、平成27年度は1,134人、平成28年度は1,078人であり、年間約1,000人と低迷しており、また、その稼働率も、平成26年度は18.0パーセント、平成27年度は21.2パーセント、平成28年度は22.7パーセントであり、約20パーセントと低迷していた。この実習室は、調理台や食器棚が据え付けられていることから、調理室として利用されることを想定して設計し設置されたものと考えられるところ、調理は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っているが、その低迷している利用状況からすると、現状、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年6月14日時点で、広島市戸坂公民館学習グループは53あるが、調理を活動内容とするグループは4にとどまり、その余のグループの活動内容は、極めて多種多様である。広島市戸坂公民館に設置された実習室が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない主な原因是、このような住民のニーズの変化を想定していなかったことにあると考えられるが、設置されている以上、さらなる有効活用を図っていく必要がある。

【監査の意見】

広島市戸坂公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約1,000人、その稼働率は約20パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のた

めに行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

エ (広島市戸坂公民館) 私物を預かる行為について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市戸坂公民館の建物内外を実査したところ、その3階に設置されている和室にある倉庫には、現に活動していない利用グループの私物を含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。また、その2階に設置されている会議室2にあるキャビネットには、ノートパソコン、菓子類を含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。さらに、その2階に設置されている実習室にある収納棚の上には、利用グループの私物が多数の段ボールに入れられ、積み重ねて置かれている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、古くからの利用グループが私物を預けることが既得権のようにして行われており、年2回のグループ代表者会議の席上において私物を整理するよう説明しているとの回答を受けた。

【監査の意見】

広島市戸坂公民館に設置されている和室にある倉庫には、現に活動していない利用グループの私物を含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。また、会議室2にあるキャビネットには、ノートパソコン、菓子類を含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。さらに、実習室にある収納棚の上には、利用グループの私物が多数の段ボールに入れられ、積み重ねて置かれている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

現に活動していない利用グループの私物については、預かる必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは処分させるよう、指導されたい。また、ノートパソコンなどの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。さらに、菓子類などの食品については、

食中毒が懸念されることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、指導されたい。収納棚の上に積み重ねて置かれている物品については、美観を損なうものであることから、ルールを定めた上で、利用グループに、整理整頓させ収納棚に収納させるよう、あるいは持ち帰らせるよう、指導されたい。

オ (広島市戸坂福祉センター) 備品について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市戸坂福祉センターの建物内外を実査したところ、その2階に設置されているトレーニングルームにはチェストウェイト（広島市戸坂福祉センター備品リストNo. 50・整理番号3580002283）が、その1階に設置されている老人室（老人娯楽室）には掃除機（同備品リストNo. 4・整理番号4240003946）が、その2階に設置されている娯楽室（ミュージックルーム）には電気掃除機（同備品リストNo. 43・整理番号4080003255）がそれぞれ据え付けられていたが、いずれも経年劣化で故障しており、使用できない今まで放置されている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、いずれも、施設利用者から修繕されたいなどの要望もないことから、修繕しないまま放置しているとの回答を受けた。

なお、東区役所厚生部生活課からは、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、指定管理者との協議に基づき、平成29年度内に、チェストウェイト1台と掃除機2台を廃棄する措置を行う予定であるとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市戸坂福祉センターに設置されているトレーニングルームには、広島市の備品であるチェストウェイトが、また老人室（老人娯楽室）及び娯楽室（ミュージックルーム）には、広島市の備品である掃除機がそれぞれ据え付けられているが、いずれも経年劣化のため故障したまま放置されている事案が見受けられた。

広島市戸坂福祉センターほか1施設の管理に関する基本協定書第23条は、三栄パブリックサービス株式会社は、指定期間中、これらの備品を常に良好な状態に保つものとすると定め、これらの備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、広島市は、同社との協議により、必要に応じて広島市の費用で当該備品を購入又は調達するものとすると定めている。広島市は、これらの備品について、同社との協議をすみやかに行われたい。また、広島市においては、物品の滅失・き損の状況をモニタリングするに際しては、備品を現認するなど、さらなる丁寧なチェックを励行されたい。

力 (広島市戸坂福祉センター) 私物を預かる行為について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市戸坂福祉センターの建物内外を実査したところ、その2階に設置されている娯楽室（ミュージックルーム）には、サークルの私物である楽器類が椅子の下の隙間に預けられている事案が見受けられた。また、その3階に設置されている空調機械室には、大型の太鼓を始めとするサークルの私物が相当量預けられている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、空調機械室は、事実上、サークルの私物の保管場所となっている旨の回答を受けた。さらに、その1階の図書コーナー及びその2階のロビーに据え付けられているロッカーには、複数のサークルが施錠をして私物を預けられている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、これらのロッカーの鍵は事務室において保管しており、ロッカーの利用の申し出がある都度、手交しているとの回答を受けた。

【監査の意見】

広島市戸坂福祉センターに設置されている娯楽室（ミュージックルーム）には、サークルの私物である楽器が、その空調機械室には、大型の太鼓をはじめとするサークルの私物が相当量預けられている事案が見受けられた。また、図書コーナー及びロビーに据え付けられたロッカーには、それぞれサークルの私物が預けられていたが、いずれも施錠され、指定管理者が鍵を保管し、利用の都度、鍵を渡している事案が見受けられた。

同福祉センターがサークルの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、サークルの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同福祉センターを管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預けるサークルとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

楽器については、諸室のスペースを占有しており、他の施設利用者のスペース利用を阻害するものであることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに持ち帰らせるよう、あるいは倉庫に保管させるよう、指導されたい。大型の太鼓については、空調機械の点検の際には、これをいったん搬出しなければならないという施設管理上の支障が現に生じていることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに撤去させるよう、あるいは倉庫に保管させるよう、指導されたい。

7 広島市大河公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市大河公民館の管理運営等

(ア) 施設

広島市大河公民館は、昭和47年度、広島市南区北大河町に建築され、昭和47年11月1日、開館した。

広島市大河公民館は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建であり、1階に、実習室を、2階に、大集会室2、研修室及び和室を、3階に、大集会室1及び会議室をそれぞれ有し、その延床面積は864.08平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市大河公民館は、翠町中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、3万703人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	28,964	47,379	48,194

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

(注) 平成26年度は、エレベーターを設置する工事のため休館とした期間を含む。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	14,205	23,295	22,509	25.1	40.9	39.7
大集会室1	6,098	9,614	9,924	49.1	79.1	79.3
大集会室2	2,496	4,464	3,735	14.6	26.1	23.1
研修室	2,766	4,836	4,397	37.3	61.5	59.1
会議室	1,058	1,782	1,944	18.5	32.5	33.7
実習室	1,414	2,265	2,008	22.3	37.3	30.5
和室	373	334	501	8.9	9.0	12.6

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市大河公民館）外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市大河公民館の建物内外を実査したところ、広島市大河公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、

- ① 外壁躯体の劣化及び損傷の状況について、「外壁（屋上スラブ下他）にクラック、爆裂が多数発生している」と指摘され、「精密調査の必要あり」との改善策が示され、
- ② 外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁にクラック、爆裂、タイル浮きが発生している」と指摘され、「精密調査の必要あり」との改善策が示されている

にもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、広島市に対し、平成28年度より、公民館内外の壁面のクラックやタイル浮きについての補修を要求に上げているとの回答を受けた。

【監査の意見】

広島市大河公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況について、「外壁（屋上スラブ下他）にクラック、爆裂が多数発生している」と指摘され、「精密調査の必要あり」との改善策が示され、また、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁にクラック、爆裂、タイル浮きが発生している」と指摘され、「精密調査の必要あり」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関する事を掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとすると定めている。本件修繕は、1件につき100万円（同）

以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁のクラックや爆裂は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市公民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりとすると定め、広島市公民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めているところ、本件の外壁のクラックや爆裂は、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているのに加え、防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

イ (広島市大河公民館) 私物を預かる行為について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市大河公民館の建物内外を実査したところ、その3階に設置されている倉庫脇の廊下及び2階に設置されている倉庫脇の廊下には、いずれも大型の収納棚が据え付けられ、利用グループの私物を相当量預かっている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、グループ利用者の私物は従前よりかなりの量が置かれている状況であったが、平成26年度にエレベーターを設置した際に、代表者会議等で、原則として私物を預からない旨グループに伝えたことにより、残置物の量はかなり減ったが、現在も特定のグループの私物が残置されている状況である、少しずつ働きかけをしている、別のグループからの新たな申入れについては断っているとの回答を受けた。

【監査の意見】

広島市大河公民館の3階に設置されている倉庫脇の廊下及び2階に設置されている倉庫脇の廊下には、いずれも大型の収納棚が据え付けられ、利用グループの相当量の私物を預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

8 広島市佐東公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市佐東公民館の管理運営等

(ア) 施設

広島市佐東公民館は、昭和47年度、広島市安佐南区緑井六丁目に建築され、昭和47年7月1日、開館した。

広島市佐東公民館は、本館と別館からなる。本館は、鉄筋コンクリート造2階建であり、1階に、研修室1、研修室2、研修室4、実習室及び和室を、2階に、ホール1及び研修室3をそれぞれ有している。別館は、ホール2(多目的ホール)を有している。これらの延床面積は2,366.45平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市佐東公民館は、城南中学校区及び城山北中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、4万3,367人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	81,238	117,456	124,373

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

(注) 平成26年度は、同年8月の豪雨災害により避難所を開設した期間を含む。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	46,349	68,106	67,415	45.8	65.4	64.7
ホール1	6,145	12,692	13,160	55.5	63.7	66.6
ホール2（多目的ホール）	11,688	15,421	13,765	63.8	90.6	89.0
研修室1	7,441	11,168	11,311	49.8	71.0	68.6
研修室2	4,095	5,904	5,480	46.6	70.3	67.7
研修室3	7,054	9,763	10,027	47.0	70.9	72.1
研修室4	2,840	4,310	4,020	38.7	57.9	56.4
実習室	2,333	2,424	2,218	24.3	34.1	33.0
和室	4,753	6,424	7,434	40.8	64.5	64.4

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

9 広島市古市公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市古市公民館の管理運営等

(ア) 施設

広島市古市公民館は、昭和44年度、広島市安佐南区古市三丁目に建築され、昭和45年1月20日、開館した。

広島市古市公民館は、鉄筋コンクリート造2階建であり、1階に、第1研修室、会議室3、実習室及び児童室を、2階に、大集会室、第2研修室、会議室1、会議室2及び和室をそれぞれ有し、その延床面積は1,164.51平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市古市公民館は、安佐南中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、2万1,594人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	80,824	76,051	78,603

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数(人)			稼働率(パーセント)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	51,461	49,290	50,260	61.1	57.0	57.1
大集会室	17,747	16,687	17,363	71.5	68.0	64.2
第1研修室	6,453	5,940	5,675	69.3	69.2	67.3
第2研修室	7,249	7,422	6,817	68.1	62.7	60.1
会議室1	5,332	5,287	5,734	65.0	60.3	63.1
会議室2	3,637	4,588	4,848	51.6	51.1	53.7
会議室3	2,663	2,356	2,423	52.9	47.7	48.6
実習室	2,560	2,463	2,597	46.0	43.2	43.7
和室	5,820	4,547	4,803	64.7	53.9	56.0

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市古市公民館）給水タンク等の設置の状況等について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市古市公民館の建物内外を実査したところ、広島市古市公民館の建築設備を対象とした平成27年度建築設備定期点検結果報告書において、

- ① 「給水タンク等の設置の状況」の調査項目に対し、「外周 受水槽電極保護カバー蓋なし」と指摘され、「蓋の設置が必要」との改善策を示され、また、「外周 受水槽点検タラップの腐食」と指摘され、「タラップの修繕又は、取替」との改善策を示され、
- ② 「給水タンク及びポンプ等の取付けの状況」の調査項目に対し、「1F機械室 給水ポンプ廻り水漏れ・錆」と指摘され、「給水ポンプのオーバーホール又は、取替」との改善策を示され、
- ③ 「衛生器具の取付けの状況」の調査項目に対し、「2F女子便所 フラッシュバルブ廻り水漏れ」と指摘され、「パッキン等の交換」との改善策を示されている

にもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、いずれも緊急性を要するものではないと現場レベルで判断した、緊急性の高いものでなければ要求しても予算がつかないことからそのままの状態になっているとの回答を受けた。

なお、広島市古市公民館からは、所管課である市民局生涯学習課を通して、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、「外周 受水槽電極保護カバー蓋なし」について蓋を設置し、「外周 受水槽点検タラップの腐食」についてタラップを取り替え、「1F機械室 給水ポンプ廻り水漏れ・錆」についてグランドパッキンを交換し、「2F女子便所 フラッシュバルブ廻り水漏れ」についてレバーハンドルを取り替える措置を行ったとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市古市公民館の建築物の建築設備を対象とした定期点検結果報告書において、「給水タンク等の設置の状況」の調査項目に対し、「外周 受水槽電極保護カバー蓋なし」と指摘され、「蓋の設置が必要」との改善策を示されているほか、要是正として指摘された多数の修繕箇所について、改善されていない事案が見受

けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとすると定めている。本件修繕は、いずれも1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。広島市においては、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

10 広島市祇園公民館の管理運営等及び広島市祇園福祉センターの管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア（13ページ以下）で前述したとおりである。

イ 広島市祇園公民館の管理運営等

(ア) 施設

広島市祇園公民館は、昭和45年度、広島市安佐南区西原一丁目に建築され、昭和46年5月22日、開館した。

広島市祇園公民館は、鉄筋コンクリート造3階建であり、1階に、第1会議室及び実習室を、2階に、第1研修室、第2研修室、第3研修室、第2会議室及び和室を、3階に、ホール及び第3会議室を有し、その延床面積は2,169.77平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市祇園公民館は、祇園東中学校区及び長束中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、3万4,949人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数（人）	110,379	102,977	109,255

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	78,803	74,075	73,026	66.6	64.6	62.8
ホール	23,106	21,205	21,103	84.7	80.4	84.7
第1研修室	9,743	9,469	8,220	67.4	67.2	62.4
第2研修室	7,877	7,033	8,126	73.2	70.3	68.6
第3研修室	5,435	5,346	5,350	66.4	65.1	57.1
第1会議室	6,746	6,247	5,889	74.7	72.1	71.1
第2会議室	4,946	4,736	4,987	61.6	58.7	60.7
第3会議室	7,184	7,378	6,686	63.7	60.6	54.6
実習室	3,154	4,084	4,296	41.6	45.2	41.3
和室	10,612	8,577	8,369	65.9	61.7	64.7

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

ウ 福祉センターの管理運営等

第3の5(1)ウ（46ページ以下）で前述したとおりである。

エ 広島市祇園福祉センターの管理運営等

（ア）施設

広島市祇園福祉センターは、昭和46年度、広島市安佐南区西原一丁目に建築され、昭和46年5月20日、開館した。

広島市祇園福祉センターは、鉄筋コンクリート造2階建であり、浴室、娯楽室及び集会室等を有し、その延床面積は498.12平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

（イ）指定管理者の業務実施状況

特定非営利活動法人ワーカーズコープは、平成25年12月26日、広島市から、指定期間を平成26年4月1日から平成30年3月31日までとし、指定管理料限度額を4,780万1千円とする、広島市祇園福祉センター指定管理者の指定を受け、現在、同福祉センターに係る管理物件を管理している。

平成26年度から平成28年度までの間の実績及び評価は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料（円）	11,814,000	11,814,000	11,814,000
支出（円）	11,814,000	11,814,000	11,948,000
延べ利用者数（人）	20,605	23,272	24,391
市の評価（5段階評価）	3	4	5
業務の実施状況	A	A	A
施設の利用状況	C	B	A
利用者の満足度	A	A	A

※ 「広島市祇園福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	20,605	23,272	24,391
娯楽室	6,851	7,250	8,079
集会室	5,762	7,354	8,494
浴室	7,992	8,668	7,818

※ 指定管理者作成に係る「広島市祇園福祉センター利用状況報告書」による。

平成26年度から平成28年度までの間の特記事項は、以下のとおりである。

年度	特記事項
平成26年度	<p>【施設の利用状況】</p> <p>利用者数が、前年度実績から減少し、目標を下回った。引き続き、地域で自主的な福祉活動をしている市民・地域団体に対し、会合等に積極的に利用することをPRするとともに、指定管理者の自主事業の増加・充実に努め、利用促進を図るよう指導した。</p> <p>【評価】</p> <p>アンケート調査による利用者の満足度は高いものの、利用者数が前年度実績から減少し、目標を下回った。引き続き、地域で自主的な福祉活動をしている市民・地域団体に対し、会合等に積極的に利用することをPRするとともに、指定管理者の自主事業の増加・充実に努め、利用者促進を図るよう指導した。</p>
平成27年度	<p>【施設の利用状況】</p> <p>利用者数が、前年度実績からは増加したものの、目標を下回った。引き続き、地域で自主的な福祉活動をしている市民・地域団体に対し、会合等に積極的に利用することをPRするとともに、指定管理者の自主事業の増加・充実に努め、利用促進を図るよう指導した。</p>
平成28年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>人件費等が当初の見込みを上回り計画より支出が増えたことにより、指定管理料のみでは支出が賄えなかつたが、これについては指定管理者の自己資金(繰入金)により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>【評価】</p> <p>業務は適切に実施されており、利用者数は目標を上回っている。また、サービス内容等に対する利用者の満足度は高くなっている。今後も、引き続き利用者サービスの向上に努め、適切な管理を行うよう指導した。</p>

※ 「広島市祇園福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市祇園公民館）防火扉の開放方向について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市祇園公民館の建物内外を実査したところ、その1階の階段室脇に設置されている防火戸について、広島市祇園公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、「階段室堅穴区画（3階建て）の防火戸の開放方向」の調査項目に対し、「1階階段室防火戸の開放方向が避難方向でない（建築基準法上では規定が無い）」と指摘され、「第三者の安全確保上、避難方向へ開くように改善する事が望ましい」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

なお、市民局生涯学習課からは、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、1階階段室防火戸の開放方向について、避難方向へ開くように改善する措置を行ったとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市祇園公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、「1階階段室防火戸の開放方向が避難方向でない（建築基準法上では規定が無い）」と指摘され、「第三者の安全確保上、避難方向へ開くように改善する事が望ましい」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

万が一の際には、施設利用者が避難するに際し、重大な人身事故を招来する危険性があるから、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて速やかに検討されたい。

イ (広島市祇園公民館) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市祇園公民館の建物内外を実査したところ、その階段室脇に設置されている防火シャッターについて、広島市祇園公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、「昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況」の調査項目に対し、「階段室防火シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「計画的に改善する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。広島市に質問したところ、「既存不適格事項については、法改正があった時点で現存する建築物には適用されないため、法的には適法であると言えます。（建築基準法第3条第2項）これまで、将来的に実施する施設の大規模修繕等に合わせて対応を検討する方向で具体的な検討は進めていませんでした。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、緊急性の高いその他の事案と合わせて検討して優先順位を付け、対応してまいりたいと考えています」との回答を受けた。

第3の2(2)ア（24ページ以下）で前述したとおり、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関する経緯を踏まえると、広島市においては、広島市祇園公民館において、危害防止機構等を装着していない防火シャッターの具体的危険性を把握しているものと考えられる。

【監査の意見】

広島市祇園公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「階段室防火シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「計画的に改善する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを見て、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

ウ (広島市祇園公民館) 外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市祇園公民館の建物内外を実査したところ、広島市祇園公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況並びに外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁面にクラック、揚裏塗装劣化剥れ」と指摘され、「クラック部Uカットの上、シーリング、塗装劣化部再塗装」との改善策を示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

【監査の意見】

広島市祇園公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況並びに外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁面にクラック、揚裏塗装劣化剥れ」と指摘され、「クラック部Uカットの上、シーリング、塗装劣化部再塗装」との改善策を示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関する事を掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとすると定めている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁のクラックは、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市公民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりとすると定め、広島市公民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物

について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めているところ、本件の外壁のクラックと揚裏塗装劣化剥れは、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているのに加え、防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

エ (広島市祇園福祉センター) 外壁躯体等の劣化及び損傷の状況等について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市祇園福祉センターの建物内外を実査したところ、広島市祇園福祉センターの建築物を対象とした平成28年度特殊建築物定期調査結果報告書において、

- ① 外壁躯体等の劣化及び損傷の状況について、「壁クラック・浮き」と指摘され、「Uカット、補修材注入、アンカーピンニング」との改善策が示され、
 - ② 外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「壁塗装剥離」と指摘され、「下地調整、塗装」との改善策が示されている
 - ③ 「サッシ等の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「サッシ廻りシーリング不良」と指摘され、「シーリング補修」との改善策が示され、
 - ④ 「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「壁タイル浮き」と指摘され、「下地調整、タイル張替等」との改善策が示されている
- にもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。また、同報告書において、
- にもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。

指定管理者に質問したところ、同報告書は承知しておらず、広島市による実地調査の際にも指摘をされたことはなかったとの回答を受けた。

【監査の意見】

広島市祇園福祉センターの建築物を対象とした定期調査結果報告書において、外壁躯体等の劣化及び損傷の状況について、「壁クラック・浮き」と指摘され、「Uカット、補修材注入、アンカーピンニング」との改善策が示され、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「壁塗装剥離」と指摘され、「下地調整、塗装」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、同報告書は承知していないとの回答を受けた。

広島市福祉センター条例第17条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、福祉センターの施設及び設備の維持管理に関することを掲げ、広島市祇園福祉センターの管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕については、広島市が必要と認めた場合において、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては原則として広島市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につ

き 100 万円（同）未満のものについては原則として指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとすると定めている。本件修繕は、1 件につき 100 万円（同）以上のものであり、広島市が必要と認めた場合において、原則として広島市が自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁のクラックは、万が一転倒への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

また、同報告書において、「サッシ等の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「サッシ廻りシーリング不良」と指摘され、「シーリング補修」との改善策が示され、「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の転倒の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「壁タイル浮き」と指摘され、「下地調整、タイル張替等」との改善策が示されているにもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。本件修繕は、1 件につき 100 万円（同）未満のものと考えられ、広島市が必要と認めた場合において、原則として指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、指定管理者は、同報告書を交付されておらず、広島市から指摘も受けておらず、本件修繕を実施する前提となる情報を有していなかった。指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならないのであるから、広島市においては、指定管理者に対し、同報告書を交付する、要修繕箇所を指摘するなど、情報の共有を図った上で、本件修繕の必要性を認め、指定管理者と協議し、速やかに修繕を進められたい。

11 広島市高陽公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市高陽公民館の管理運営等

(ア) 施設

広島市高陽公民館は、昭和47年度、広島市安佐北区深川五丁目に建築され、昭和48年4月1日、開館した。

広島市高陽公民館は、鉄筋コンクリート造地階付地上2階建であり、1階に、研修室1、研修室2、実習室、和室1及び和室2を、2階に、ホール及び研修室3をそれぞれ有し、その延床面積は1,367.61平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市高陽公民館は、高陽中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、1万2,511人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	33,965	48,429	48,464

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

(注) 平成26年度は、エレベーターを設置する工事のため休館した期間を含む。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	24,768	31,330	30,450	32.1	41.5	42.3
ホール	10,315	14,492	13,932	59.8	82.7	82.8
研修室1	4,331	6,008	6,140	39.5	56.2	57.9
研修室2	1,358	2,254	2,264	24.7	40.7	39.0
研修室3	1,519	1,939	1,822	18.3	27.7	27.0
実習室	1,416	1,669	1,703	14.4	20.4	23.7
和室1	1,199	627	565	11.6	11.0	13.4
和室2	4,630	4,341	4,024	56.1	52.2	52.2

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市高陽公民館）外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市高陽公民館の建物内外を実査したところ、広島市高陽公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、

- ① 外壁躯体の劣化及び損傷の状況について、「爆裂、クラックが発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示され、
- ② 外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「タイル、モルタル面にクラック、割れ、浮き発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示されている
- にもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。また、同報告書において、
- ③ 「敷地内の通路の確保の状況」の調査項目に対し、「正面玄関前スロープタイル浮き、割れ（沈下の可能性あり）」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示され、
- ④ 「組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「裏側ブロック塀劣化割れ」と指摘され、「ブロック塀の補強、又は積み替え」との改善策が示され、
- ⑤ 「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「内壁面にクラック、割れ、浮き発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示され、
- ⑥ 「煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「コンクリート面爆裂発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示され、
- ⑦ 「内装壁面の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「トイレタイル割れ、破損」と指摘され、「割れ・破損タイルの張替」との改善策が示され、また、「ホール内壁に穴が開いている」と指摘され、「破損部壁面の修繕」との改善策が示され、
- ⑧ 「外部鉄部の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「屋上室外機置場フェンス鏽発生」と指摘され、「防鏽処理の上、再塗装」との改善策が示されている

にもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。

なお、広島市高陽公民館からは、所管課である市民局生涯学習課を通して、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、「正面玄関前スロープタイル浮き、割れ（沈下の可能性あり）」について補修、「トイレタイル割れ、破損」について張替を実施する措置を行ったとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市高陽公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況について、「爆裂、クラックが発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示され、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「タイル、モルタル面にクラック、割れ、浮き発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示されているにもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関する事を掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとすると定めている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁の爆裂とクラックは、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市公民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりとすると定め、広島市公民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めているところ、本件の外壁の爆裂とクラックは、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているのに加え、

防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

また、同報告書において、「敷地内の通路の確保の状況」の調査項目に対し、「正面玄関前スロープタイル浮き、割れ（沈下の可能性あり）」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示されているほか、要是正として指摘された多数の修繕箇所について、改善されていない事案が見受けられた。

本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己的費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。

広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

12 広島市安佐公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市安佐公民館の管理運営等

(ア) 施設

広島市安佐公民館は、昭和43年度、広島市安佐北区安佐町大字飯室に建築され、昭和44年4月1日、開館した。

広島市安佐公民館は、本館とホールからなる。本館は、鉄筋コンクリート造2階建であり、1階に、研修室1、研修室2及び実習室を、2階に、大集会室及び和室をそれぞれ有し、その延床面積は1,336.81平方メートルである。ホールは、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造1階建であり、その延床面積は431.31平方メートルである。安佐公民館は、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市安佐公民館は、清和中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、1万1,441人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	41,836	41,838	43,286

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	15,431	14,480	15,912	31.9	28.1	29.7
ホール	3,373	3,161	4,312	34.9	33.0	36.8
大集会室	3,747	3,802	4,194	30.0	29.6	32.5
研修室1	3,555	2,824	2,913	48.5	33.1	35.2
研修室2	2,048	2,240	2,204	34.8	34.2	35.6
実習室	833	889	1,017	18.3	18.3	19.2
和室	1,875	1,564	1,272	24.7	20.6	18.9

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市安佐公民館）実習室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市安佐公民館に設置されている諸室を実査したところ、その1階に設置されている実習室の延べ利用者数は、平成26年度は833人、平成27年度は889人、平成28年度は1,017人であり、年間約900人と低迷しており、また、その稼働率も、平成26年度は18.3パーセント、平成27年度は18.3パーセント、平成28年度は19.2パーセントであり、約19パーセントと低迷していた。この実習室は、調理台や食器棚が据え付けられていることから、調理室として利用されることを想定して設計し設置されたものと考えられるところ、調理は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っているが、その低迷している利用状況からすると、現状、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年7月31日時点で、広島市安佐公民館学習グループは44あるが、調理を活動内容とするグループは5にとどまり、その余のグループの活動内容は、極めて多種多様である。広島市安佐公民館に設置された実習室が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない主な原因是、このような住民のニーズの変化を想定していなかったことにあると考えられるが、設置されている以上、さらなる有効活用を図っていく必要がある。

【監査の意見】

広島市安佐公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約900人、その稼働率は約19パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、

実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

13 広島市中野公民館の管理運営等及び広島市畠賀福祉センターの管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア（13ページ以下）で前述したとおりである。

イ 広島市中野公民館の管理運営等

(ア) 施設

現在の広島市中野公民館は、昭和47年度、広島市安芸区中野三丁目に建築された旧瀬野川町庁舎に、昭和56年5月1日、移転開館した。

広島市中野公民館は、安芸区役所中野出張所との合築であり、鉄筋コンクリート造3階建の合築施設である。広島市中野公民館は、2階に、大集会室を、3階に、研修室1、研修室2、会議室1、会議室2、実習室、和室1及び和室2をそれぞれ有し、その延床面積は972.35平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市中野公民館は、瀬野川中学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、2万1,817人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数（人）	45,986	44,626	45,156

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	23,261	20,985	20,445	29.8	29.9	28.3
大集会室	8,861	6,970	7,500	44.3	40.5	38.7
研修室1	3,043	3,646	3,053	32.4	40.3	32.9
研修室2	1,603	1,854	1,814	19.4	21.5	20.3
会議室1	1,783	1,550	1,718	33.0	32.0	33.2
会議室2	1,277	1,262	1,177	21.1	23.3	20.9
実習室	1,032	846	754	16.6	14.8	13.8
和室1	878	811	577	22.8	22.1	21.3
和室2	4,784	4,046	3,852	49.1	45.1	45.3

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

ウ 福祉センターの管理運営等

第3の5(1)ウ（46ページ以下）で前述したとおりである。

エ 広島市畠賀福祉センターの管理運営等

（ア）施設

広島市畠賀福祉センターは、昭和48年度、広島市安芸区畠賀三丁目に建築され、昭和48年8月1日、開館した。

広島市畠賀福祉センターは、鉄筋コンクリート造2階建であり、ホール、会議室3室、料理室、講座室、老人室、図書室、浴室及び相談室等を有し、その延床面積は1,291.61平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

（イ）指定管理者の業務実施状況

社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会は、平成25年12月26日、広島市から、指定期間を平成26年4月1日から平成30年3月31日までとし、指定管理料限度額を5,352万円とする、広島市畠賀福祉センター指定管理者の指定を受け、現在、同福祉センターに係る管理物件を管理している。

平成26年度から平成28年度までの間の実績及び評価は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料（円）	13,227,000	13,227,000	13,227,000
支出（円）	13,138,000	12,533,000	13,730,000
延べ利用者数（人）	29,954	30,181	27,676
市の評価（5段階評価）	2	4	2
業務の実施状況	A	A	A
施設の利用状況	C	B	C
利用者の満足度	B	A	B

※ 「広島市畠賀福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	29,954	30,181	27,676
ホール	8,416	7,627	8,387
第1会議室	3,530	2,863	3,262
第2会議室	3,958	5,633	4,595
第3会議室	1,717	1,978	1,851
料理室	1,164	1,370	1,145
講座室	2,633	2,539	2,102
老人室（団体）	1,966	811	1,078
図書室	1,186	1,381	818
児童室	485	230	291
談話室	1,014	1,038	923
相談室	84	1,083	30
休養室	1,763	1,716	1,553
老人室（個人）	-	-	
浴室	2,038	1,912	1,641

※ 指定管理者作成に係る「広島市畠賀福祉センター利用状況報告書」による。

平成 26 年度から平成 28 年度までの間の特記事項は、以下のとおりである。

年度	特記事項
平成 26 年度	<p>【利用者の満足度】</p> <p>アンケート結果において、施設・設備の利用しやすさに不満を持つ人が多かったため、利用者からの要望等に対しては迅速に対応し、利用者の満足度を高めるよう指導した。</p> <p>【施設の利用状況】（【利用者の満足度】と一部同じ。）</p> <p>利用者数が前年度実績から減少し、目標を下回った。引き続き、地域で自主的な福祉活動をしている市民・地域団体に対し、会合等に積極的に利用することを P R するとともに、指定管理者の自主事業の増加・充実に努め、利用促進を図るよう指導した。また、利用者からの要望等に対しては迅速に対応し、利用者の満足度を高めるよう指導した。</p>
平成 27 年度	<p>【施設の利用状況】</p> <p>利用者数が、前年度実績からは増加したものの、目標を下回った。引き続き、地域で自主的な福祉活動をしている市民・地域団体に対し、会合等に積極的に利用することを P R するとともに、指定管理者の自主事業の増加・充実に努め、利用促進を図るよう指導した。</p>
平成 28 年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>修繕料等が当初の見込みを上回り計画より支出が増えたことにより、指定管理料のみでは支出を賄えなかつたが、これについては前年度繰越金により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>【施設の利用状況】</p> <p>利用者数が、前年度実績から減少し、目標を下回った。引き続き、地域で自主的な福祉活動をしている市民・地域団体に対し、会合等に積極的に利用することを P R するとともに、指定管理者の自主事業の増加・充実に努め、利用促進を図るよう指導した。</p> <p>【利用者の満足度】</p> <p>満足度について、施設・設備の利用しやすさに満足していない人が多かったため、利用者からの要望等に対しては迅速に対応し、利用者の満足度を高めるよう指導した。</p>

年度	特記事項
平成 28 年度	<p>【評価】</p> <p>施設の利用者数が前年度実績から減少し、目標を下回ったため、市民・地域団体等に対する広報の強化や、自主事業の増加・充実等により、更なる利用促進を図るよう指導した。また、満足度について、施設・設備の利用しやすさに満足していない人が多かったため、利用者からの要望等に対しては迅速に対応し、利用者の満足度を高めるよう指導した。</p>

※ 「広島市畠賀福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市中野公民館）防火シャッターの危害防止機構等の装着について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市中野公民館の建物内外を実査したところ、その3階のロビー脇に設置されている防火シャッターについて、安芸区役所中野出張所及び中野公民館の建築物を対象とした平成26年度特殊建築物定期点検結果報告書において、「防火シャッターの安全基準への適合の状況」の調査項目に対し、「3階市民ホール シャッターに危害防止機構が付いていない」と指摘され、「（既存不適格）適時改修する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。広島市に質問したところ、「既存不適格事項については、法改正があった時点で現存する建築物には適用されないため、法的には適法であると言えます。（建築基準法第3条第2項）これまで、将来的に実施する施設の大規模修繕等に合わせて対応を検討する方向で具体的な検討は進めていませんでした。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、緊急性の高いその他の事案と合わせて検討して優先順位を付け、対応してまいりたいと考えています」との回答を受けた。

第3の2(2)ア（24ページ以下）で前述したとおり、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関する経緯を踏まえると、広島市においては、広島市中野公民館において、危害防止機構等を装着していない防火シャッターの具体的危険性を把握しているものと考えられる。

【監査の意見】

広島市中野公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「3階市民ホール シャッターに危害防止機構が付いていない」と指摘され、「(既存不適格) 適時改修する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受け、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けた検討されたい。

イ (広島市中野公民館) 実習室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市中野公民館に設置されている諸室を実査したところ、その3階に設置されている実習室の延べ利用者数は、平成26年度は1,032人、平成27年度は846人、平成28年度は754人であり、年間約900人と低迷しており、また、その稼働率も、平成26年度は16.6パーセント、平成27年度は14.8パーセント、平成28年度は13.8パーセントであり、約15パーセントと低迷していた。この実習室は、調理台や食器棚が据え付けられていることから、調理室として利用されることを想定して設計し設置されたものと考えられるところ、調理は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っているが、その低迷している利用状況からすると、現状、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年7月15日時点で、広島市中野公民館学習グループは44あるが、調理を活動内容とするグループは2にとどまり、その余のグループの活動内容は、極めて多種多様である。広島市中野公民館に設置された実習室が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない主な原因是、このような住民のニーズの変化を想定していなかったことにあると考えられるが、設置されている以上、さらなる有効活用を図っていく必要がある。

【監査の意見】

広島市中野公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約900人、その稼働率は約15パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のた

めに行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

ウ (広島市中野公民館) 私物を預かる行為について

公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から、広島市中野公民館の建物内外を実査したところ、その3階に設置されている会議室1には、ノートパソコンを含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。

【監査の意見】

広島市中野公民館に設置されている会議室1には、ノートパソコンを含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

ノートパソコンなどの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。

エ (広島市畠賀福祉センター) 浴室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市畠賀福祉センターに設置されている諸室を実査したところ、その1階に設置されている浴室の延べ利用者数は、平成26年度は2,038人、平成27年度は1,912人、平成28年度は1,641人であり、年間約1,900人と低迷しており、浴室の利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、現状、利用者は、繰り返し利用する特定の者に限られていること、その多くは高齢者であることから見回りをしたり、独りで入浴しないよう呼びかけたりしているが、その負担が大きいこと、週3回、男性は午後1時から3時まで、女性は午後2時から3時までに制限していること、近年、ボイラーやタンクなどの故障がたびたび発生していることなどの回答を受けた。

進んで、入浴1回当たりのコスト、及び、浴室を現に利用する者1人当たりの年間コストを試算したところ、次のとおりであった。

(ア) 入浴1回当たりのコスト

広島市畠賀福祉センターに設置されている浴室を運営し維持管理するための直接的な経費は、平成26年度は86万4,108円、平成27年度は45万8,420円、平成28年度は150万1,128円であり、年間約94万円である。これを年間約1,900人の延べ利用者数で除すると、入浴1回当たりのコストは約490円となる。

この金額は、広島県が指定する一般公衆浴場の入浴料金(大人(12歳以上))の上限である430円を超えるものである。浴室を運営し維持管理するための直接的な経費は税金でまかなわれていることからすれば、入浴サービスを提供する施策は、最少の資源投入で実施されていない。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	摘要
消耗品費(円)	7,560	7,560	7,560	D P D試薬
燃料費(円)	252,720	156,816	125,712	ボイラー用重油
修繕料(円)	300,888	-	1,098,360	
委託料(円)	118,800	118,800	118,800	ボイラー清掃 点検、レジオネラ菌等水質検査

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	摘要
光熱水費 (円)	184, 140	175, 244	150, 696	水道料金
合計 (円)	864, 108	458, 420	1, 501, 128	

※ 広島市健康福祉局地域福祉課から提出を受けた資料に基づき監査人作成

(注) 水道料金は、浴槽使用水量概算金額である。

(イ) 浴室を現に利用する者 1 人当たりの年間コスト

平成 29 年 5 月に、広島市畠賀福祉センターに設置されている浴室を現に利用した者の数は、浴室を利用する都度チェックしている名簿から抽出したところ、18 人であった。浴室を運営し維持管理するための直接的な経費である年間約 94 万円を、この 18 人で除すると、浴室を現に利用する者 1 人当たりの年間コストは、約 5 万 2,000 円となる。

広島市福祉センター条例第 3 条第 2 号は、福祉センターは、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るため、レクリエーション及び休養のための事業を行うことと定めているところ、浴室を設置して入浴サービスを提供する施策は、これに適うものであるが、広島市畠賀福祉センターにおいて、浴室を現に利用する者 1 人当たりに対して年間約 5 万 2,000 円という相当額の税金を投入して得られる成果を十分に説明することは困難と考えられる。また、浴室を現に利用する者の数が少ない状況において、1 人当たり年間約 5 万 2,000 円という相当額の税金を投入することは、受益偏在の問題が生じ得るものと考えられる。

区分	人数	延べ利用回数
12 回利用した者	3	36
11 回利用した者	3	33
10 回利用した者	1	10
7 回利用した者	4	28
6 回利用した者	1	6
4 回利用した者	1	4
3 回利用した者	2	6
2 回利用した者	2	4
1 回利用した者	1	1
合計	18	128

※ 指定管理者から提出を受けた「畠賀福祉センター入浴、休憩利用者名簿(平

成 29 年 5 月)」に基づき監査人作成

【監査の意見】

広島市畠賀福祉センターに設置されている浴室の延べ利用者数は年間約1,900人、浴室を現に利用する者の数は、平成29年5月時点で18人と低迷しており、浴室の利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

広島市と指定管理者とは、この浴室を運営し維持管理するため、燃料費、修繕料、委託料、光熱水費等の直接的な経費だけでも年間約94万円を負担している。そうすると、入浴1回当たり、直接的な経費だけでも約490円の税金が投入されていることとなるが、この金額は、広島県が指定する一般公衆浴場の入浴料金（大人（12歳以上））の上限である430円を上回るものである。入浴サービスは、レクリエーション及び休養のための事業として、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進に寄与するものであり、すべての住民が浴室を利用できるから、たとえ少数しか浴室を利用していないという実態があったとしても、これを運営し維持管理するための費用に、税金を充てることに問題はない。しかしながら、同福祉センターに設置されている浴室を利用する者にとっては、広島県内の公衆浴場を利用しても同等の効用が得られることから、一定の資源投入の下で最大の行政サービスが提供されていない。

また、同福祉センターに設置されている浴室を現に利用する18人の者に対し、1人当たり年間約5万2,000円の税金が投入されていることとなる。たしかに、入浴サービスを提供する成果として、そのサービス自体の効用のほか、外出のきっかけになったり、コミュニケーションの場となったりする効用があることは認められるが、これらをもってしても、年間約5万2,000円という相当額の税金を投入した成果を説明することは難しい。浴室を現に利用する者の数が18人と限定されている受益偏在をも併せ考えると、浴室を運営し維持管理するための直接的な経費である年間約94万円を、これらの者を含むより多数の者を対象とする代替施策を検討し、これに投下すべきではないかとの議論も生じ得る。

まず、指定管理者においては、浴室を維持管理するための経費を増加させることなく、特定の浴室利用者以外の利用者を増加させるよう努められたい。その結果、浴室利用者が増加しない場合には、地域住民の意見も聴きながら、浴室の廃止に向けた検討を進められたい。

14 広島市八幡公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市八幡公民館の管理運営等

(ア) 施設

現在の広島市八幡公民館は、昭和46年度、広島市佐伯区八幡三丁目に建築され、昭和47年5月1日、開館した。

広島市八幡公民館は、鉄筋コンクリート造2階建であり、1階に、和室1及び和室2を、2階に、大集会室、研修室1、研修室2、会議室及び実習室をそれぞれ有し、その延床面積は998.35平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市八幡公民館は、八幡小学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、1万1,235人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	42,168	44,131	49,695

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	19,242	19,239	19,084	28.6	27.6	26.3
大集会室	5,203	4,831	5,210	43.4	36.5	37.6
研修室1	7,674	7,529	7,500	55.4	50.7	47.8
研修室2	2,426	2,571	2,595	41.1	37.7	36.8
会議室	1,003	1,042	1,232	16.7	16.3	20.7
実習室	810	868	846	13.9	15.0	13.4
和室1	1,827	1,982	1,382	24.5	30.4	21.6
和室2	299	416	319	5.3	6.7	6.6

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市八幡公民館）実習室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市八幡公民館に設置されている諸室を実査したところ、その2階に設置されている実習室の延べ利用者数は、平成26年度は810人、平成27年度は868人、平成28年度は846人であり、年間約800人と低迷しており、また、その稼働率も、平成26年度は13.9パーセント、平成27年度は15.0パーセント、平成28年度は13.4パーセントであり、約14パーセントと低迷していた。この実習室は、調理台や食器棚が据え付けられていることから、調理室として利用されることを想定して設計し設置されたものと考えられるところ、調理は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っているが、その低迷している利用状況からすると、現状、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年7月26日時点で、広島市八幡公民館学習グループは36あるが、調理を活動内容とするグループは2にとどまり、その余のグループの活動内容は、極めて多種多様である。広島市八幡公民館に設置された実習室が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない主な原因是、このような住民のニーズの変化を想定していなかったことにあると考えられるが、設置されている以上、さらなる有効活用を図っていく必要がある。

【監査の意見】

広島市八幡公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約800人、その稼働率は約14パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の

教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

イ (広島市八幡公民館) 和室2について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市八幡公民館に設置されている諸室を実査したところ、その1階に設置されている和室2の延べ利用者数は、平成26年度は299人、平成27年度は416人、平成28年度は319人であり、年間約300人と極めて低迷しており、また、その稼働率も、平成26年度は5.3パーセント、平成27年度は6.7パーセント、平成28年度は6.6パーセントであり、約6パーセントと極めて低迷していた。この和室2は、その広さは15畳、その定員は15人であり、電気炉、床の間、水屋が設置されていることから、茶室として利用されることを想定して設計し設置されたものと考えられるところ、茶道は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っているが、その極めて低迷している利用状況からすると、現状、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

【監査の意見】

広島市八幡公民館に設置されている和室2は、その広さは15畳であり、その構造としては、電気炉、床の間、水屋が据え付けられており、もっぱら茶室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約300人、その稼働率は約6パーセントと極めて低迷しており、茶室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

茶道は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っている。公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年7月26日時点で、広島市八幡公民館の学習グループは36あるが、茶道に関する学習グループはなく、その余の学習グループの活動内容は、極めて多種多様である。和室2が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない原因は、このような住民ニーズの変化を想定していなかったところにある。

茶道に関する学習グループがない状況等に鑑みると、指定管理者において、茶道に関する事業のさらなる取組に努めても、和室2の利用状況の改善は期待できず、さりとて、和室2は、その広さを含めた構造上、汎用性に乏しく、茶室と

しての利用以外の目的での利用には適していない。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、茶室に特化した和室の整備については極めて慎重に検討されたい。また、多様なニーズに対応するため、多目的での利用ができる汎用性のある諸室の設置に努められたい。

15 広島市坪井公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市坪井公民館の管理運営等

(ア) 施設

現在の広島市坪井公民館は、昭和43年度、広島市佐伯区坪井一丁目に建築され、昭和44年4月9日、開館した。

広島市坪井公民館は、鉄筋コンクリート造2階建であり、1階に、研修室1及び実習室を、2階に、大集会室、研修室2、実習室及び和室をそれぞれ有し、その延床面積は565.14平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市坪井公民館は、五日市観音小学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、1万2,374人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	57,797	56,040	56,000

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	23,149	21,604	22,523	41.7	40.2	39.5
大集会室	10,250	9,671	10,304	58.9	55.1	55.0
研修室1	4,737	4,899	4,742	54.2	58.9	58.2
研修室2	2,097	1,733	1,734	29.9	24.9	24.2
実習室	1,550	1,497	1,652	31.2	29.4	28.0
和室	4,515	3,804	4,091	34.5	32.9	32.3

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市坪井公民館）屋上面の劣化及び損傷の状況について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市坪井公民館の建物内外を実査したところ、広島市坪井公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、屋上面の劣化及び損傷の状況について、「パラペット天端塗膜の膨れ、浮き（内部に雨水流入）」と指摘され、「防水改修工事の実施」との改善策を示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、早急に調査を行い、緊急性等を考慮した上で対応を検討するとの回答を受けた。

なお、広島市坪井公民館からは、所管課である市民局生涯学習課を通して、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、平成29年度内に、パラペット天端塗膜の膨れ、浮きの防水改修を実施するとの措置を行う予定であるとの報告を受けた。

【監査の意見】

広島市坪井公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、屋上面の劣化及び損傷の状況について、「パラペット天端塗膜の膨れ、浮き（内部に雨水流入）」と指摘され、「防水改修工事の実施」との改善策を示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関する事を掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとすると定めている。本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって

検証されていないところにある。

本件は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

16 広島市五日市公民館の管理運営等及び広島市佐伯勤労青少年ホームの管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア（13ページ以下）で前述したとおりである。

イ 広島市五日市公民館の管理運営等

(ア) 施設

広島市五日市公民館は、昭和47年度、広島市佐伯区新宮苑に建築され、昭和48年7月21日、開館した。

広島市五日市公民館は、広島市佐伯勤労青少年ホームとの合築施設であり、鉄筋コンクリート造3階建である。同公民館は、1階に、ホール、大集会室、会議室3（視聴覚室）、実習室1及び実習室2（料理室）を、2階に、会議室1及び和室を、3階に、研修室1、研修室2及び会議室2をそれぞれ有し、その延床面積は2,395.91平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市五日市公民館は、五日市小学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、1万4,858人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数（人）	160,494	160,375	159,942

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	61,976	70,887	58,289	50.9	49.6	49.6
ホール	22,325	22,077	19,558	87.1	88.0	86.8
大集会室	12,746	12,789	11,961	50.9	48.6	48.1
研修室1	3,536	3,452	3,369	35.7	35.6	35.5
研修室2	1,807	2,573	2,988	24.2	33.0	34.9
会議室1	2,544	2,497	2,607	51.9	51.4	55.3
会議室2	1,910	2,133	1,801	59.1	58.3	57.9
会議室3（視聴覚室）	6,203	6,222	5,683	66.9	61.9	60.5
実習室1	4,088	3,155	2,656	54.2	45.2	41.3
実習室2（料理室）	1,470	1,535	1,885	27.5	24.5	28.9
和室	5,347	14,454	5,781	51.8	49.3	47.3

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

ウ 広島市勤労青少年ホームの管理運営等

（ア）規範等

広島市勤労青少年ホームは、広島市勤労青少年ホーム条例、広島市勤労青少年ホーム条例施行規則などの規範等により、概要、以下のように規律されている。

a 目的

勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、本市に勤労青少年ホームを設置する（広島市勤労青少年ホーム条例第1条）。

b 設置

広島市は、広島市勤労青少年ホーム条例に基づき、広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少年ホームの3施設を設置している（広島市勤労青少年ホーム条例第2条）。

c 事業

勤労青少年ホームは、広島市勤労青少年ホーム条例第1条の目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行なう（広島市勤労青少年ホーム条例第3条）。

- ① 一般教養及び実務教育に関する講演会、講習会、座談会等を開催すること
- ② 生活、職業等の相談に応ずること
- ③ 音楽、演劇、映画等の文化財を提供すること
- ④ レクリエーション活動を実施し、及びその指導を行なうこと
- ⑤ グループ活動を助長すること
- ⑥ 自主活動及び憩いの場を提供すること

d 使用

勤労青少年ホームを使用することができる者は、本市の区域内に住所又は勤務先を有する15歳以上30歳以下の勤労青少年とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。（広島市勤労青少年ホーム条例施行規則第3条）

勤労青少年ホームを使用しようとする者は、市長（ただし、広島市勤労青少年ホーム条例第13条第1項の規定により勤労青少年ホームの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者とする。）の許可を受けなければならない（広島市勤労青少年ホーム条例第4条、第13条第2項）。

e 使用料

勤労青少年ホームの使用料は、無料とする。ただし、勤労青少年のための事業以外に使用する場合は、その使用許可の際、広島市勤労青少年ホーム条例別表に掲げる額の使用料を徴収する。（広島市勤労青少年ホーム条例第7条第1項）

f 指定管理者

勤労青少年ホームの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる（広島市勤労青少年ホーム条例第13条第1項）。

指定管理者は、勤労青少年ホームの管理を行うに当たっては、広島市勤労青少年ホーム条例及び同条例に基づく規則の規定に従わなければならない

(広島市勤労青少年ホーム条例第15条)。

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする(広島市勤労青少年ホーム条例第16条)。

- ① 勤労青少年ホームの事業の実施に関すること
- ② 勤労青少年ホームの使用の許可に関すること
- ③ 勤労青少年ホームへの入場の制限に関すること
- ④ 勤労青少年ホームの施設及び設備の維持管理に関すること
- ⑤ その他市長が定める業務

(1) 指定管理者の業務実施状況

公益財団法人広島市文化財団は、平成25年12月27日、広島市から、指定期間を平成26年4月1日から平成30年3月31日までとし、指定管理料限度額を5億2,186万5千円とする、広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少年ホーム指定管理者の指定を受け、現在、これらの施設に係る管理物件を管理している。

平成26年度から平成28年度までの間の実績及び評価は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料(円)	127,486,000	129,326,000	130,925,000
支出(円)	126,045,000	123,799,000	132,965,000
延べ利用者数(人)	90,902	95,180	90,659
市の評価(5段階評価)	3	5	5
業務の実施状況	B	A	A
施設の利用状況	A	A	A
利用者の満足度	A	A	A

※ 「広島市勤労青少年ホーム指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

平成26年度から平成28年度までの間の特記事項は、以下のとおりである。

年度	特記事項
平成26年度	<p>【評価】</p> <p>労働基準法等の遵守状況に関する自己点検の結果、労働者名簿の記載事項に漏れがあることなどが判明したが、速やかに是正が行われ、現在は遵守されている。</p>
平成27年度	<p>【評価】</p> <p>ホームページやメールマガジン、チラシ配布等の広報による利用促進策の実施と、利用者アンケートの分析に基づいた魅力ある講座の企画により、利用者数は目標を上回っている。また、市のアンケートによる利用者の満足度も高く、今後も引き続き適切な管理運営を行うよう指示した。</p>
平成28年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>指定管理料のみでは賄えない支出については、前年度繰越金により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>【評価】</p> <p>ホームページやメールマガジン、チラシ配布等の広報による利用促進策の実施と、利用者アンケートの分析に基づいた魅力ある講座の企画により、利用者数は目標を上回っている。また、市のアンケートによる利用者の満足度も高く、今後も引き続き適切な管理運営を行うよう指示した。</p>

※ 「広島市勤労青少年ホーム指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

エ 広島市佐伯勤労青少年ホームの管理運営等

(ア) 施設

現在の広島市佐伯勤労青少年ホームは、昭和47年度、広島市佐伯区新宮苑に建築され、昭和48年7月20日、開館した。

広島市佐伯勤労青少年ホームは、広島市五日市公民館との合築であり、鉄筋コンクリート造3階建の合築建物である。同勤労青少年ホームは、1階に、軽運動室を、2階に、和室及び講習室を、3階に、集会室及び音楽室をそれぞれ有し、その延床面積は701.03平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。また、屋外施設として、テニスコートを有している。

広島市佐伯勤労青少年ホームについては、広島市公共施設等総合管理計画において、更新に関する方針として、「勤労青少年ホームは、15～35歳の勤労青少年を対象として主に余暇活動の場の提供などを行うために設置した施設ですが、設置当時と社会情勢が大きく変化する中で、会員登録者数がピーク時から半減し、近年は会員以外の利用者が全体の7割を超えており、会員登録者数が減少する傾向にあるなど、こうした従来型の勤労青少年対策の必要性が薄れてきています。このような状況を踏まえ、他の汎用型施設の活用等により、現在の利用者に配慮した上で、集約化や用途変更を検討します」との基本的な考え方が示されている。

(1) 指定管理者の業務実施状況

平成26年度から平成28年度までの間の実績は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数（人）	25,785	23,791	22,844
会員利用（人）	6,092	5,728	12,829
一般利用（人）	19,693	18,063	10,015

※ 指定管理者作成に係る「佐伯ホーム利用状況報告【会員利用（準会員を含む）・一般利用・談話室利用】」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	稼働率（パーセント）		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	53.2	52.3	52.7
テニスコート	76.9	78.0	75.8
音楽室	85.3	77.6	76.5
軽運動室	58.6	56.2	52.3
講習室	40.7	25.5	18.4
集会室	46.1	42.1	43.0
和室	11.6	34.4	49.8

※ 指定管理者作成に係る「勤労青少年ホームの稼働率の実績集計について」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市五日市公民館）防火シャッターの危害防止機構等の装着について

施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から、広島市五日市公民館の建物内外を実査したところ、その2階の階段脇に設置されている防火シャッターについて、広島市五日市公民館の建築物を対象とした平成28年度特殊建築物等定期点検結果報告書において、「昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況」の調査項目に対し、「防火シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「計画的に改善する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。広島市に質問したところ、「既存不適格事項については、法改正があった時点で現存する建築物には適用されないため、法的には適法であると言えます。（建築基準法第3条第2項）これまでには、将来的に実施する施設の大規模修繕等に合わせて対応を検討する方向で具体的な検討は進めていませんでした。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、緊急性の高いその他の事案と合わせて検討して優先順位を付け、対応してまいりたいと考えています」との回答を受けた。

第3の2(2)ア（24ページ以下）で前述したとおり、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関する経緯を踏まえると、広島市においては、広島市五日市公民館において、危害防止機構等を装着していない防火シャッターの具体的危険性を把握しているものと考えられる。

【監査の意見】

広島市五日市公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「防火シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「計画的に改善する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを見て、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るために、改善に向けて検討されたい。

イ (広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホーム) 合築施設における管理運営等について

提供するサービスが類似する複数の施設や同種の諸室を持つ複数の施設が近接して設置されている場合であっても、広島市全体としてのサービスの提供方法が効率的に行われているかの視点から、合築施設に設置されている広島市五日市公民館の管理運営等と広島市佐伯勤労青少年ホームの管理運営等を監査した。これらの施設は、設置根拠が異なることから、前者は市民局生涯学習課の所管とされ、後者は経済観光局雇用推進課の所管とされるなど、ひとつの建物において、それぞれ独立して管理運営等が行われていた。

(ア) 広島市五日市公民館と広島市佐伯勤労青少年ホームは、いずれも施設単独の支出を把握していないため、広島市公民館 7 1 施設と広島市勤労青少年ホーム 3 施設における利用者 1 人当たりのコストを試算したところ、広島市公民館は 454 円であり、広島市勤労青少年ホームは 1,467 円であって、約 3 倍の差が生じていた。こうした有意の差が生じていることの正当性を、広島市勤労青少年ホームの設置根拠によって説明することは難しい。こうした有意の差が生じている原因は、広島市勤労青少年ホームを利用しようとするニーズが、広島市公民館を利用しようとするニーズと比較して小さいこと、広島市公民館は、広島市勤労青少年ホームと比較して、コスト削減に効果を発揮する規模のメリットを享受していることが挙げられる。もちろん、これをもって、ただちに、広島市五日市公民館と広島市佐伯勤労青少年ホームの利用者 1 人当たりのコストが導かれるわけではないが、これらの間に有意の差があることは優に推認できるものと考えられる。

区分	広島市公民館	広島市勤労青少年ホーム
1 施設当たりの支出 (円)	29,591,760	44,321,666
1 施設当たりの延べ利用者数 (人)	65,147	30,219
利用者 1 人当たりのコスト (円)	454	1,467

(イ) 次に、広島市五日市公民館と広島市佐伯勤労青少年ホームとは合築施設であり、両者が一体してこの合築施設を管理運営等することは物理的に可能であるから、その場合の経済性を検討すると、指定管理者が行う業務等の範囲について、広島市公民館指定管理者業務仕様書と広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書とを対比する限り、広島市公民館プロパー及び広島市勤労青少年ホームプロパーの業務はあるものの、類似又は同一の業務が多数あること、

広島市佐伯勤労青少年ホームの延べ利用者数は、広島市五日市公民館のそれの約14パーセントにすぎないことから、広島市五日市公民館は、広島市佐伯勤労青少年ホームが現に支出している額から相当程度減額した支出の範囲内で、その管理運営等の業務を吸収することは可能であるものと考えられる。

【監査の意見】

同一の建物内において、広島市五日市公民館と広島市佐伯勤労青少年ホームは、それぞれの所管区域の諸室を受け持ち、独立して管理運営等を行っている事案が見受けられた。

広島市においては、同一の建物に設置されている広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホームを管理運営するに当たり、広島市五日市公民館の利用者数に比して広島市佐伯勤労青少年ホームの会員利用者数が少ないことを踏まえ、それぞれ独立して行われている所管施設の使用受付事務を一体的に行うなどして、経営管理事務の効率化、経費の節減を図るとともに、利用者の利便性を高める方策を検討されたい。

17 広島市楽々園公民館の管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 公民館の管理運営等

第3の2(1)ア(13ページ以下)で前述したとおりである。

イ 広島市楽々園公民館の管理運営等

(ア) 施設

現在の広島市楽々園公民館は、昭和40年度、広島市佐伯区楽々園五丁目に建築され、昭和40年8月11日、開館した。

広島市楽々園公民館は、老人いこいの家楽々荘との合築施設であり、鉄筋コンクリート造3階建である。同公民館は、1階に、研修室1を、2階に、会議室、実習室、和室1及び和室2を、3階に、研修室2をそれぞれ有し、その延床面積は804.11平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の中・小規模」に分類されている。

広島市楽々園公民館については、広島市公共施設等総合管理計画において、更新に関する方針として、「公民館は、学習会の実施やグループ活動の場の提供といった生涯学習の拠点機能や住民のまちづくり活動への支援機能などを有しています。こうした特徴を考慮しながら、汎用性の高い諸室・設備を有していることや地域住民の活動・交流の場として機能していることを踏まえ、近隣の施設との複合・集約化を検討します。具体的には、楽々園公民館が所在する中学校区（五日市南中学校区）を検討エリアとして設定し、当該エリア内のその他の中・小汎用型施設の利用状況など地域の実情に即して、これら他の施設との複合・集約化により利用者の利便性の向上を図ることなどを地域住民とともに検討します」との基本的な考え方が示されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

広島市楽々園公民館は、楽々園小学校区に設置されており、その対象エリア内人口は、平成29年3月31日時点で、9,721人である。

平成26年度から平成28年度までの間の延べ利用者数の実績は、以下のとおりである。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数(人)	63,778	49,606	62,985

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」による。

平成26年度から平成28年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
合計	26,782	21,003	28,311	44.0	33.6	45.4
研修室1	8,013	5,834	7,539	59.5	45.1	58.8
研修室2	8,142	7,180	9,606	61.1	48.8	67.7
会議室	3,612	2,774	4,191	51.0	38.3	56.2
実習室	1,454	1,327	1,264	27.7	22.4	23.2
和室1	4,705	3,314	4,803	43.2	32.2	44.2
和室2	856	574	908	21.3	15.0	22.5

※ 指定管理者から提供を受けた「目的別利用状況」及び「公民館稼働率調べ」による。

(2) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市楽々園公民館）和室2について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市楽々園公民館に設置されている諸室を実査したところ、その2階に設置されている和室2の延べ利用者数は、平成26年度は856人、平成27年度は574人、平成28年度は908人であり、年間約800人と低迷しており、また、その稼働率も、平成26年度は21.3パーセント、平成27年度は15.0パーセント、平成28年度は22.5パーセントであり、約20パーセントと低迷していた。この和室2は、その広さは14畳、その定員は12人であり、電気炉、床の間、水屋が設置されていることから、茶室として利用されることを想定して設計し設置されたものと考えられるところ、茶道は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っているが、その低迷している利用状況からすると、現状、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

【監査の意見】

広島市楽々園公民館に設置されている和室2は、その広さは14畳であり、その構造としては、電気炉、床の間、水屋が据え付けられており、もっぱら茶室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約800人、その稼働率は約20パーセントと低迷しており、茶室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

茶道は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っている。公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年8月2日時点で、広島市楽々園公民館の学習グループは53あるが、茶道に関する学習グループは1であり、その余の学習グループの活動内容は、極めて多種多様である。和室2が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない原因は、このような住民ニーズの変化を想定していなかったところにある。

茶道に関する学習グループ数が 1 である状況等に鑑みると、指定管理者において、茶道に関する事業のさらなる取組に努めても、和室 2 の利用状況の改善は期待できず、さりとて、和室 2 は、その広さを含めた構造上、汎用性に乏しく、茶室としての利用以外の目的での利用には適していない。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、茶室に特化した和室の整備については極めて慎重に検討されたい。また、多様なニーズに対応するため、多目的での利用ができる汎用性のある諸室の設置に努められたい。

18 広島市中区民文化センターの管理運営等、広島市文化創造センターの管理運営等及び広島市青少年センターの管理運営等について

(1) 監査対象事業の概要

ア 区民文化センターの管理運営等

(ア) 規範等

区民文化センターの管理運営等は、広島市区民文化センター条例、広島市区民文化センター条例施行規則などの規範等により、概要、以下のように規律されている。

a 目的

市民に各種の地域活動と文化活動の場を提供し、もって地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図るため、本市に区民文化センターを設置する（広島市区民文化センター条例第1条）。

b 設置

広島市は、広島市区民文化センター条例に基づき、広島市中区民文化センター、広島市東区民文化センター、広島市南区民文化センター、広島市西区民文化センター、広島市安佐南区民文化センター、広島市安佐北区民文化センター、広島市安芸区民文化センター及び広島市佐伯区民文化センターの8施設を設置している（広島市区民文化センター条例第2条）。

c 使用

区民文化センターの施設及び附属設備（ただし、施設にあっては娯楽室及び児童室を、附属設備にあっては広島市区民文化センター条例施行規則別表に掲げる附属設備以外の附属設備をそれぞれ除く。）を使用しようとする者（ロビー及びオープンプラザにあっては、専用して使用しようとする者に限る。）は、あらかじめ市長の許可（ただし、広島市区民文化センター条例第12条第1項の規定により区民文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者の許可とする。）を受けなければならない（広島市区民文化センター条例第3条第1項、第12条第2項、広島市区民文化センター条例施行規則第4条）。

d 指定管理者

区民文化センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する

指定管理者に行わせることができる（広島市区民文化センター条例第12条第1項）。

指定管理者は、区民文化センターの管理を行うに当たっては、広島市区民文化センター条例及び同条例に基づく規則の規定に従わなければならない（広島市区民文化センター条例第14条）。

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする（広島市区民文化センター条例第15条）。

- ① 区民文化センターの使用の許可に関すること
- ② 区民文化センターへの入館の制限に関すること
- ③ 区民文化センターの特別設備の設置の許可に関すること
- ④ 区民文化センターの施設及び設備の維持管理に関すること
- ⑤ その他市長が定める業務

e 利用料金

使用者は、指定管理者に区民文化センターの使用に係る料金を支払わなければならない（広島市区民文化センター条例第16条第1項）。

利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする（広島市区民文化センター条例第16条第4項）。

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる（広島市区民文化センター条例第16条第5項）。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

公益財団法人広島市文化財団は、広島市中区民文化センター、広島市東区民文化センター、広島市南区民文化センター、広島市西区民文化センター、広島市安佐南区民文化センター、広島市安芸区民文化センター及び広島市佐伯区民文化センターについて、株式会社イズミテクノは、広島市安佐北区民文化センターについて、指定管理者の指定をそれぞれ受け、管理物件を管理している。

イ 広島市文化創造センターの管理運営等

(ア) 規範等

広島市文化創造センターの管理運営等は、広島市文化創造センター条例、広島市文化創造センター条例施行規則などの規範等により、概要、以下のように規律されている。

a 目的及び設置

本市における文化活動の振興及び交流を図り、もって本市の文化の創造に寄与するため、広島市文化創造センターを設置する（広島市文化創造センター条例第1条）。

b 事業

文化創造センターは、広島市文化創造センター条例第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 文化に関する公演の開催
- ② 文化に関する研修会、講演会等の開催
- ③ 文化等に関する情報の収集、処理及び提供
- ④ 文化活動のための創作、練習、発表等の場の提供
- ⑤ その他市長が必要と認める事業

c 使用

文化創造センターの施設及びその附属設備（ただし、施設にあっては情報交流ラウンジとし、附属設備にあっては広島市文化創造センター条例施行規則別表第1に掲げる附属設備以外の附属設備を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（ただし、広島市文化創造センター条例第13条第1項の規定により文化創造センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者の許可とする。）を受けなければならない（広島市文化創造センター条例第4条第1項、第13条第2項、広島市文化創造センター条例施行規則第4条）。

d 指定管理者

文化創造センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる（広島市文化創造センター条例第13条第1項）。

指定管理者は、文化創造センターの管理を行うに当たっては、広島市文化創造センター条例及び同条例に基づく規則の規定に従わなければならない（広島市文化創造センター条例第15条）。

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- ① 文化創造センターの事業の実施に関すること
- ② 文化創造センターの使用の許可に関すること

- ③ 文化創造センターへの入館の制限に関すること
- ④ 文化創造センターの特別設備の設置の許可に関すること
- ⑤ 文化創造センターの施設及び設備の維持管理に関すること
- ⑥ その他市長が定める業務

e 利用料金

使用者は、指定管理者に文化創造センターの使用に係る料金を支払わなければならない（広島市文化創造センター条例第17条第1項）。

利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする（広島市文化創造センター条例第17条第4項）。

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる（広島市文化創造センター条例第17条第5項）。

ウ 広島市中区民文化センター及び広島市文化創造センターの管理運営等

(ア) 施設

広島市中区民文化センター及び広島市文化創造センターは、平成2年度、広島市中区加古町に建築され、平成3年1月26日、開館した。

広島市中区民文化センター、広島市文化創造センター、広島市国際青年会館及び広島市立中区図書館は合築されており、鉄骨・鉄筋コンクリート造り一部鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造り地下1階地上10階建の合築建物である。

広島市中区民文化センターは、この合築建物の2階と3階にかけて、中ホールを、4階に、大会議室A、大会議室B、中会議室、小会議室1、小会議室2、美術工芸室、工作実習室、大広間及び和室をそれぞれ有し、その延床面積は5,972.87平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の大規模」に分類されている。

広島市文化創造センターは、この合築建物の地階に、リハーサル室を、1階に、市民ギャラリーを、2階に、多目的スタジオを、2階から3階にかけて、オーケストラ等練習場を、2階から4階にかけて、大ホールを、5階に、大音楽室、中音楽室、小音楽室、視聴覚スタジオ及び録音編集室を、6階に、大練習室及び小練習室をそれぞれ有し、その延床面積は1万7,990.93平方メートルであって、広島市公共施設等総合管理計画においては、施設群として、「汎用型の大規模」に分類されている。

(イ) 指定管理者の業務実施状況

財団法人広島市文化財団（現在の公益財団法人広島市文化財団）は、平成22年1月14日、広島市及び広島市教育委員会から、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館について、指定期間を平成22年4月1日から平成27年3月31日までとし、指定管理料限度額を12億1,624万9千円とする、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館指定管理者の指定を受け、これらの施設に係る管理物件を管理していた。また、公益財団法人広島市文化財団は、平成26年12月26日、広島市及び広島市教育委員会から、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館について、指定期間を平成27年4月1日から平成32年3月31日までとし、指定管理料限度額を13億1,487万円とする、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館指定管理者の指定を受け、現在、これらの施設に係る管理物件を管理している。

平成26年度から平成28年度までの間の実績及び評価は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料（千円）	226,612	254,453	254,453
支出（千円）	527,033	442,406	521,718
市の評価（5段階評価）	3	5	5
業務の実施状況	B	A	A
	A	A	A
	A	A	A

※ 「広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

(注) 施設の利用状況に対する市の評価については、施設の規模が大きく利用者数の最も多い文化創造センターにおける利用率実績で行っている。

平成26年度から平成28年度までの間の広島市中区民文化センターの諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用件数(件)			利用率(パーセント)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
中ホール	241	263	277	63.8	60.7	61.9
大会議室A	350	350	372	60.6	59.0	61.1
大会議室B	384	376	402	64.1	62.3	64.5
中会議室	468	469	472	64.8	63.0	67.6
小会議室1	529	542	518	65.4	65.8	66.6
小会議室2	470	421	394	65.1	59.9	55.1
美術工芸室	413	418	435	55.4	55.3	58.6
工作実習室	356	346	329	54.4	54.1	51.7
大広間	230	173	181	35.9	27.9	30.6
和室	351	362	408	46.6	42.7	52.3

※ 指定管理者作成に係る「広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館業務実施報告書」による。

平成26年度から平成28年度までの間の広島市文化創造センターの諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用件数(件)			利用率(パーセント)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
大ホール	225	239	210	62.8	66.6	60.8
市民ギャラリーA	229	238	216	64.8	66.7	60.7
市民ギャラリーB	215	236	211	60.8	66.0	59.3
市民ギャラリーC	199	229	220	57.1	64.0	61.8
多目的スタジオ	337	309	302	62.6	63.1	68.9
オーケストラ等練習場	303	323	307	58.8	62.5	56.6
リハーサル室	287	266	304	56.6	49.4	54.8
大音楽室	441	402	430	57.1	53.0	56.1
中音楽室	328	276	269	51.5	40.8	44.2
小音楽室	433	437	459	54.6	54.6	58.4
視聴覚スタジオ	346	297	273	77.6	70.3	64.7
録音編集室	219	213	200	46.9	43.8	41.7
大練習室	742	747	719	79.5	81.7	81.4
小練習室	788	803	841	78.5	81.5	88.0

※ 指定管理者作成に係る「広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館業務実施報告書」による。

平成26年度から平成28年度までの間の特記事項は、以下のとおりである。

年度	特記事項
平成26年度	<p>【評価】</p> <p>労働基準法等の遵守状況に関する自己点検の結果、労働者名簿の記載事項に漏れがあることなどが判明し、また、時間外労働に関する労使協定の特別条項付協定で定める1か月の限度時間を超える時間外労働時間数が年6回を超えていること(平成26年度)について、平成27年7月17日付けで労働基準監督署より是正勧告を受けたが、いずれも平成26年度中に速やかに是正が行われ、現在は遵守されている。</p>

年度	特記事項
平成 27 年度	<p>【評価】</p> <p>文化創造センター市民ギャラリーでのイベントの開催や、国際青年会館のネット予約の割引率引き上げ等により、利用促進に努めている。</p> <p>また、アンケートによる市民の満足度も高く、今後も引き続き適切な管理運営を行うよう指示した。</p>
平成 28 年度	<p>【評価】</p> <p>文化創造センター市民ギャラリーでのイベントの開催や、国際青年会館のネット予約の割引率引き上げ等により、利用促進に努めている。</p> <p>また、アンケートによる市民の満足度も高く、今後も引き続き適切な管理運営を行うよう指示した。</p>

※ 「広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

エ 広島市青少年センターの管理運営等

(ア) 規範等

広島市青少年センターの管理運営等は、広島市青少年センター条例、広島市青少年センター条例施行規則、広島市青少年センター青年の家管理運営規則などの規範等により、概要、以下のように規律されている。

a 目的及び設置

青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図るため、広島市青少年センターを設置する（広島市青少年センター条例第1条）。

青少年センターに、次の施設を置く（広島市青少年センター条例第3条）。

- ① 青年の家
- ② 青少年会館

b 事業

青少年センターは、おおむね次の事業を行う（広島市青少年センター条例第4条）。

青年の家

- ① 青少年のための研修会、講習会等を開催すること
- ② 青少年の団体活動を助長すること
- ③ 青少年のための生活相談を行うこと
- ④ 青少年のためのレクリエーション活動を実施すること

青少年会館

- ① 青少年に音楽、演劇、映画等の文化財を提供すること
- ② 青少年に自主活動の場を提供すること
- ③ 青少年に憩いの場を提供すること

c 使用

青年の家を使用しようとする者は、所定の申請書を教育委員会（ただし、広島市青少年センター条例第15条の規定により青年の家の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者とする。）に提出し、あらかじめその許可を受けなければならない（広島市青少年センター青年の家管理運営規則第3条第1項、第6条）。

d 使用料

青少年センターの使用料は、次のとおりとする（広島市青少年センター条例第7条）。

青年の家

無料。ただし、青少年のための事業以外に使用する場合は、広島市青少年センター条例別表第1に掲げる額

青少年会館

- ① ホール

広島市青少年センター条例別表第2に掲げる額

- ② 集会室、リハーサル室、大集会室及び小会議室

無料。ただし、青少年のための事業以外に使用する場合は、広島市青少年センター条例別表第3に掲げる額

- ③ ホールの附属設備

市長の定める額

市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる（広島市青少年センター条例第8条）。

e 指定管理者

青少年センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる（広島市青少年センター条例第15条）。

指定管理者は、青少年センターの管理を行うに当たっては、広島市青少年センター条例及び同条例に基づく規則又は教育委員会規則の規定に従わなければならない（広島市青少年センター条例第17条）。

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする（広島市青少年センター条例第18条）。

- ① 青少年センターの事業の実施に関すること
- ② 青少年センターの使用の許可に関すること
- ③ 青少年センターへの入場の制限に関すること
- ④ 青少年センターの建物及び設備の維持管理に関すること
- ⑤ その他市長又は教育委員会が定める業務

(イ) 施設

広島市青少年センターは、昭和40年度、広島市中区基町に建築され、昭和41年1月15日、開館した。

(ウ) 指定管理者の業務実施状況

公益財団法人広島市文化財団は、平成25年12月27日、広島市から、広島市青少年センターについて、指定期間を平成26年4月1日から平成30年3月31日までとし、指定管理料限度額を3億2,880万4千円とする、広島市青少年センター指定管理者の指定を受け、現在、広島市青少年センターの施設に係る管理物件を管理している。

平成26年度から平成28年度までの間の実績及び評価は、以下のとおりである。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料（円）	83,391,000	84,182,000	85,055,000
支出（円）	76,290,000	86,942,000	86,831,000
延べ利用者数（人）	234,266	236,489	239,446

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市の評価（5 段階評価、ただし平成 26 年度は 3 段階評価）		2	5	5
業務の実施状況	業務の実施状況	B	A	A
	施設の利用状況		A	A
	利用者の満足度	A	A	A

※ 「広島市青少年センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

(注) 平成 26 年度は、施設の利用状況を評価していない。

平成 26 年度から平成 28 年度までの間の諸室利用の実績は、以下のとおりである。

区分	延べ利用者数（人）			稼働率（パーセント）		
	26 年度	27 年度	28 年度	26 年度	27 年度	28 年度
ホール	51,047	47,645	47,928	32.4	36.3	33.5
第一会議室	7,496	7,505	8,902	58.1	58.7	63.7
第二会議室	4,130	4,526	4,748	53.2	53.1	56.8
第一集会室	19,876	19,233	22,091	68.4	63.8	65.7
第四会議室	4,246	5,083	4,909	45.2	50.1	53.7
第一音楽室	6,976	6,643	7,099	89.4	87.9	86.2
和室	5,062	4,874	5,431	54.4	51.7	53.5
第三集会室	14,412	14,930	16,275	64.6	56.5	64.5
第三会議室	7,550	7,258	7,504	61.9	65.9	65.7
美術室	6,382	5,536	5,602	72.4	61.3	67.1
第二講義室	8,675	8,989	9,881	81.0	76.0	79.0
商工実習室	9,841	9,466	9,967	92.8	84.7	84.8
レクリエーション室	10,134	9,996	10,893	88.3	85.7	89.5
第二音楽室	6,932	6,807	6,842	76.3	79.2	81.2
第一講義室	10,122	10,527	11,137	70.1	66.1	66.7
生活実習室	4,292	3,840	4,296	31.4	28.6	39.2
陶芸実習室	951	864	470	18.5	14.0	8.8

※ 指定管理者作成に係る「広島市青少年センターの稼働率の実績集計について」による。

平成26年度から平成28年度までの間の特記事項は、以下のとおりである。

年度	特記事項
平成26年度	<p>【評価】</p> <p>労働基準法等の遵守状況に関する自己点検の結果、労働者名簿の記載事項に漏れがあることなどが判明したが、速やかに是正が行われ、現在は遵守されている。</p>
平成27年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>修繕等により、計画より支出が増えたため指定管理料だけでは支出を賄えなかつたが、これについては前年度繰越金により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>【評価】</p> <p>開館50周年記念イベントの開催やフェイスブック等による広報を行った結果、利用者数は増加し、目標利用者数を上回っている。また、市と指定管理者が共同で実施したアンケートによる市民の満足度も高く、今後も引き続き適切な管理運営を行うよう指示した。</p>
平成28年度	<p>【業務の実施状況】</p> <p>修繕等により計画より支出が増えたため指定管理料だけでは支出を賄えなかつたが、これについては前年度繰越金により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>【評価】</p> <p>ツイッター（新設）やフェイスブック等による広報を引き続き行うだけでなく、ホームページをリニューアルし、施設のPRに努めている。また、ヤングフェスタ等各種イベントを開催した結果、利用者数は前年度よりも増加し、目標利用者数も上回っている。また、市と指定管理者が共同で実施したアンケートによる市民の満足度も高く、今後も引き続き適切な管理運営を行うよう指示した。</p>

※ 「広島市青少年センター指定管理者の業務実施状況の概要・評価」による。

(2) 監査の結果及び意見

ア (広島市青少年センター) 陶芸実習室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市青少年センターに設置されている諸室を実査したところ、その地階に設置されている陶芸実習室の延べ利用者数は、平成26年度は951人、平成27年度は864人、平成28年度は470人であり、年間約800人と低迷しており、また、その稼働率も、平成26年度は18.5パーセント、平成27年度は14.0パーセント、平成28年度は8.8パーセントであり、約14パーセントと低いものであった。陶芸実習室は、その入口には特定のサークル名が書かれた看板が掲げられ、その部屋の四方には、その特定のサークルの私物が相当量置かれている事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、陶芸実習室は、指定管理者による主催事業以外では、このサークルのみが利用しており、その他の者は利用していないとの回答を受けた。

地方自治法第244条第2項は、普通地方公共団体（第244条の2第3項に規定する指定管理者も含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するすることを拒んではならないと定め、同条第3項は、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用するについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと定めている。同条第2項及び第3項は、第2項で利用関係の発生についての不当な拒否を禁じ、第3項で利用関係の継続中における不当な差別的取扱いを禁じ、あわせて公の施設の適正な利用を確保しようとするものである（松本英昭「新版 逐条地方自治法＜第8次改訂版＞」2015年）。

広島市青少年センター条例第16条第2項は、指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対して行ってはならないと定め、その基準のひとつとして、「青少年の平等な青少年センターの使用が確保されること」を掲げている。これを受け、広島市青少年センターの管理に関する基本協定書別添の広島市青少年センター指定管理者業務仕様書第1項は、管理運営に関する基本的事項のひとつとして、「公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと」を掲げている。

「不当な差別的扱い」に該当するかどうかは、個々具体的に判断するほかはないが、一般的には、公の施設の利用に当たり、信条、性別、社会的身分、年齢等により、合理的な理由なく利用を制限し或いは使用料を減額する等は、不当な

差別的取扱いに該当する（同）。本件においては、特定のサークルに対して便益が図られているが、陶芸実習室は、事実上、指定管理者による主催事業以外では、同サークルのみが利用していることに基づくものであり、不当な差別的扱いに該当するとはいえないが、公の施設の適正な利用を確保しようとする趣旨からすれば、陶芸実習室は、あたかも特定の利用者のために設けられているような誤解を生じさせる外観が作出されており、一般利用者においてその利用を躊躇することは容易に想定できるにもかかわらず、このような状況が放置されていた点において、不当である。

なお、教育委員会青少年育成部育成課からは、往査の際に受けた本件指摘を踏まえ、看板、資材等、私物の撤去、利用案内に会議室としての利用も可能である旨の表示による利用促進等の措置を行ったとの報告を受けた。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市青少年センターに設置されている陶芸実習室の延べ利用者数は年間約800人、その稼働率は約14パーセントと低いものであった。陶芸実習室は、その入口には特定のサークル名が書かれた看板が掲げられ、その前の廊下には同サークルの所有に係る資材等が置かれ、その室内の四隅には同サークルの仕掛け品や私物等が置かれている事案が見受けられた。

地方自治法第244条第2項は、公の施設の適正な利用を確保するため、普通地方公共団体（指定管理者も含む。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないと定め、同条第3項は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと定めているところ、同サークル以外の者に対しても陶芸実習室を利用する機会は確保されていること、同サークルに対する特別の扱いは、指定管理者による主催事業以外で陶芸実習室を利用する者は同サークルしかいない事実に基づくものであることから、違法ではないが、公の施設の適正な利用を確保する観点からすれば、あたかも特定の利用者のために設けられているような誤解を生じさせる外観が作出されており、一般利用者においてその利用を躊躇することは容易に想定できるにもかかわらず、このような状況が放置されていた点において、不当である。広島市においては、指定管理者に対し、同サークルに、看板、資材等、私物などを撤去させるなどして、誤解を生じさせる外観を解消させるとともに、利用促進に向けた告知を積極的に行うなどして、その利用率の向上を図るよう指導すべきである。

イ (広島市文化創造センター) 録音編集室について

施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から、広島市文化創造センターに設置されている諸室を実査したところ、その5階に設置されている録音編集室に据え付けられている録音編集機器及び映像編集機器はほとんど利用されておらず、文化活動のための創作、練習、発表等の場の提供を通じて、文化の創造に寄与するという所期の効果をもたらしていないのみならず、これらの機器の保守点検に要する費用として、平成27年度には23万5,980円、平成28年度には11万3,270円がそれぞれ支払われており、平成29年度には23万5,980円が、平成30年度には11万3,270円が、平成31年度には24万5,420円がそれぞれ支払われる予定となっており、年間約19万円の維持管理費用がかかっている事案が見受けられた。

【監査の意見】

広島市文化創造センターの録音編集室には、録音編集機器及び映像編集機器が設置されているところ、これらの機器を利用する者はほとんどいないにもかかわらず、これらの機器の保守点検のため年間約19万円の費用がかかっている事案が見受けられた。録音編集室は、録音編集機器及び映像編集機器の利用がほとんどないため、ピアノを使用した音楽練習室として貸し出されているが、その利用率は、他の音楽練習室と比較して低かった。

録音編集機器及び映像編集機器は、相当の年数が経過したものであり、今後の利用があまり見込めないにもかかわらず、毎年度の保守点検に費用を発生させており、効率性の観点から問題があり、また、映像編集機器は、録音編集室において相当のスペースをとっており、諸室の有効利用の観点からも問題があることから、指定管理者においては、広島市と協議の上、いずれについても廃棄処分を検討されたい。また、録音編集室は、音楽練習室として貸し出されている実態に即した名称へと変更する、利用促進に向けた告知を積極的に行うなどして、指定管理者においては、その利用率の向上を図られたい。

ウ (広島市青少年センター) ホールについて

提供するサービスが類似する複数の施設や同種の諸室を持つ複数の施設が近接して設置されている場合であっても、広島市全体としてのサービスの提供方法が効率的に行われているかの視点から、主として住民の利用を見込むホールを有し、合築施設に設置されている広島市中区民文化センターの中ホール及び広島市文化創造センターの大ホールの利用状況、並びに、これらに近接して設置されている広島市青少年センターのホールの利用状況を実査した。

広島市中区民文化センターの中ホールは、その利用率は、平成26年度は63.8パーセント、平成27年度は60.7パーセント、平成28年度は61.9パーセントであった。広島市文化創造センターの大ホールは、その利用率は、平成26年度は62.8パーセント、平成27年度は66.6パーセント、平成28年度は60.8パーセントであった。広島市青少年センターのホールは、その定員は629人であり、その延べ利用者数は、平成26年度は5万1,047人、平成27年度は4万7,645人、平成28年度は4万7,928人であり、その稼働率は、平成26年度は32.4パーセント、平成27年度は36.3パーセント、平成28年度は33.5パーセントであった。

広島市中区民文化センターの中ホールと広島市文化創造センターの大ホールとは、合築施設の中に設置されているが、いずれの利用率も高いこと、中ホールはその収容人員は547人であり、古典芸能などの上演をも想定した形状である一方、大ホールは、その収容人員は1,204人であり、バレエやオペラ、演劇、ミュージカルなどの上演をも想定した形状であること等からして、規模、形状等の点での棲み分けが適切になされていることがうかがわれ、少なくとも広島市全体としてのサービス提供方法の効率性の点での問題は見受けられなかった。

広島市青少年センターのホールは、その定員は629人と、広島市中区民文化センターの中ホールとほぼ同じ規模であり、これに近接して設置されている。広島市青少年センターのホールの稼働率はやや低いが、その延べ利用者数が年間5万人前後で推移していることからすると、有効活用されていないとはいえないものと考えられる。

【監査の意見】

広島市青少年センターに設置されているホールは、その客席が629席であり、近接する広島市中区民文化センターの中ホールと同程度の規模を有している。広島市青少年センターの指定管理者に質問したところ、主たる利用者である青少年にとって600人規模の客席は規模として大きすぎ、集客の観点からは200

人から300人程度の規模のホールを希望しているとの回答を受けた。また、広島市青少年センターに設置されているホールは、単なるホールの利用にとどまらず、施設職員が練習から発表まで一貫した指導（関与）を行うといった、教育施設としての意義を有しているとの回答を受けた。

広島市全体としてのサービス提供方法の効率性の点で、近接する施設で同程度の規模のホールを設置することは非効率な面があること、主たる利用者である青少年のニーズを反映する必要があることから、広島市においては、今後、施設を更新するのであれば、利用の棲み分けができるような規模のホールの整備について、青少年の負担にも配慮しながら検討されたい。